

平成29年 第2回

身延町議会定例会会議録

平成29年6月6日 開会

平成29年6月9日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 9 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 6 日

平成29年第2回身延町議会定例会（1日目）

平成29年6月6日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第3号 平成28年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第4号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 議案第52号 身延町工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第53号 身延町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第54号 身延町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第55号 身延町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第56号 身延町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第57号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第58号 平成29年度身延町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第59号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第60号 平成29年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第61号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第62号 平成29年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第63号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第64号 平成29年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）

- 日程第 19 議案第 65 号 平成 29 年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 66 号 町道路線の認定について
- 日程第 21 同意第 4 号 身延町農業委員会委員の選任について
- 日程第 22 同意第 5 号 身延町農業委員会委員の選任について
- 日程第 23 同意第 6 号 身延町農業委員会委員の選任について
- 日程第 24 同意第 7 号 身延町農業委員会委員の選任について
- 日程第 25 同意第 8 号 身延町農業委員会委員の選任について
- 日程第 26 同意第 9 号 身延町農業委員会委員の選任について
- 日程第 27 同意第 10 号 身延町農業委員会委員の選任について
- 日程第 28 同意第 11 号 身延町農業委員会委員の選任について
- 日程第 29 同意第 12 号 身延町農業委員会委員の選任について
- 日程第 30 同意第 13 号 身延町農業委員会委員の選任について
- 日程第 31 同意第 14 号 身延町農業委員会委員の選任について
- 日程第 32 同意第 15 号 身延町農業委員会委員の選任について
- 日程第 33 同意第 16 号 身延町農業委員会委員の選任について
- 日程第 34 同意第 17 号 身延町農業委員会委員の選任について
- 日程第 35 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 36 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。（13 名）

1 番	赤 池 朗	2 番	田 中 一 泰
3 番	広 島 法 明	4 番	柿 島 良 行
5 番	芦 澤 健 拓	7 番	河 井 淳
8 番	福 與 三 郎	9 番	草 間 天
10 番	川 口 福 三	11 番	渡 辺 文 子
12 番	伊 藤 文 雄	13 番	深 澤 勝
14 番	野 島 俊 博		

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員（3人）

9番 草間 天
11番 渡辺 文子
10番 川口 福三

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

（21人）

町	長	望月 幹也	副 町 長	瀧本 勝彦
教 育	長	鈴木 高吉	総 務 課 長	笠井 祥一
会 計 管 理 者		笠井 喜孝	政 策 室 長	遠藤 基
財 政 課 長		村野 浩人	税 務 課 長	佐野 和紀
町 民 課 長		熊谷 司	福 祉 保 健 課 長	穂坂 桂吾
観 光 課 長		佐藤 成人	子 育 て 支 援 課 長	望月 由香里
産 業 課 長		望月 真人	建 設 課 長	水上 武正
土 地 対 策 課 長		小笠原 正人	水 道 課 長	埜村 公文
環 境 下 水 道 課 長		羽賀 勝之	下 部 支 所 長	柿島 利巳
身 延 支 所 長		佐野 昌三	学 校 教 育 課 長	伊藤 克志
生 涯 学 習 課 長		高野 博邦		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（2人）

議会事務局長 佐野 勇夫
録音係 大村 隆

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（野島俊博君）

本日は大変ご苦労さまです。

平成29年第2回身延町議会定例会の開会にあたり、議員各位には定例会へのご参集に心から敬意を表する次第でございます。

本定例会に提案されます諸議案については、いずれも重要な内容を有するものであります。慎重なご審議ならびに円滑な議会運営にご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

9番 草間 天君

10番 川口福三君

11番 渡辺文子君

を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から6月9日までの4日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月9日までの4日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から上程される案件についてはお手元に配布のとおり報告2件、条例案6件、補正予算案8件、町道路線の認定について1件、同意14件、諮問1件の合計32件が提案されています。

これらの説明のため本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

次に3月定例会以降の議会関係の諸行事については、お手元に配布した議会関係諸行事報告書により報告としますのでご了承をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

おはようございます。

議長より許可をいただきましたので開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに平成29年身延町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには全員のご出席をいただきました。誠にありがたくお礼を申し上げます。

去る5月21日には身延町にとって大変喜ばしい出来事がありました。皆さんご存じのとおり第68回県市町村対抗軟式野球大会において本町チームが見事に二連覇を果たしました。

この快挙を成し遂げることができましたのも、選手の努力はもちろん関係各位のご支援によるものと感謝申し上げます。

少子高齢化の中にありながら若い世代にもスポーツを通じた一体感を感じることができた素晴らしい勝利だったと思います。

さて私は昨年10月24日の身延町長就任から7カ月余りが経過いたしました。この間、議員ならびに町民の皆さまのご理解とご協力をいただく中で、日本一のしだれ桜の里づくり事業やあけぼの大豆の六次産業化事業、さらに観光資源の魅力アップ事業のみのぶ自然の里の整備等の取り組みを進めることができました。心より感謝を申し上げます。

依然として厳しい社会情勢が続いておりますが「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった身延町」を目指し、総合戦略に基づく諸施策を進めてまいり所存であります。

まず、平成28年度一般会計および特別会計の決算処理についてであります。

平成28年度一般会計および特別会計の決算処理が5月末日付けで行われ、全会計において黒字決算となり、平成28年度における会計事務が良好に完結したことをご報告申し上げます。

なお、決算の詳細につきましては9月定例議会でご説明いたしますのでよろしくお願いたします。

次に私ども身延町の行財政に直接影響が生ずる地方交付税について申し上げます。

平成29年度地方財政対策における地方交付税は、引き続き財源補償機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるようその総額を確保すること、また地方の財源不足の補てんについては地方交付税の法定率の引き上げを含めた抜本的な改革を目指して、当面は臨時財政対策債の償還額が累増していることを踏まえ、その発行額の縮減に努めるとともに償還財源を確実に確保することとされたことにより、地方交付税の総額は約1兆6千3億2千98万円で前年度比3億7千5百万円、2.2%の減となっております。

このように毎年減少傾向にある地方交付税にあって、本町においても前年度比較で約1億円の減額が見込まれており、厳しい財政状況ではありますが積極的な事業展開を図りつつも有利な補助金、起債などを使いながら効率的で持続的な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

次に身延町議会議員一般選挙についてであります。

身延町議会議員の任期が10月31日満了となることから5月17日、身延町選挙管理委員会が開催され10月17日、火曜日、告示。10月22日、日曜日を選挙期日とする選挙日程が決定されました。

次にあけぼの大豆拠点施設整備についてであります。

あけぼの大豆を身延町の特産と位置付け、さらなるブランド化を推進するために統廃合により空き校舎となった原小学校を利活用し国の地方創生推進交付金、中山間地域所得控除支援対策補助金や県の山梨農業・農村総合支援事業補助金を活用して、あけぼの大豆拠点施設として現在、整備を進めております。校舎と体育館の空きスペースに作業場および倉庫の新設、また校舎内部を改修して加工施設とし、いずれも竣工は今年8月下旬を目標としており、本年度の枝豆収穫時期には本格稼働する予定となっております。

あけぼの大豆拠点施設は生産から加工、流通につながる拠点施設となり、あけぼの大豆の六次産業化に今後、大きく寄与するものと考えます。

次に身延町農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の選任についてであります。

農地等の利用の最適化を推進するために昨年、農業委員会等に関する法律の改正がなされ、農業委員選出につきましては、今までの選挙制等から議会の同意を必要とする町長の任命制に変更となり、新たに農地利用最適化推進委員が新設されました。これを受けて町でも昨年、第4回定例会において条例を制定させていただき農業委員14名、農地利用最適化推進委員12名としたところであります。

現委員の任期満了が本年7月19日であることから4月に推薦・公募を受け付けたところ15名の応募があり、現農業委員会構成員による評価委員会の書類選考を経て今議会において14名の同意を求めるものであります。また農地利用最適化推進委員につきましては12名の応募がありましたが、新しい農業委員会で評価・選考していただき決定することとなります。

次にしだれ桜の里づくり事業についてであります。

高校生の提案をもとに計画し日本一のしだれ桜の里を目指して平成28年度から身延町しだれ桜の里づくり事業をスタートいたしました。

この事業は町の木、しだれ桜を植栽し町内のイメージアップを図るとともに、観光に結び付け多くの皆さんに身延町へお越しいただくことを大きな目的としており、富士川クラフトパーク園内に5千本を目指して、しだれ桜の植栽に着手いたしました。これまで山梨県緑化まつり事業や日本さくらの会からの苗木の提供を受ける中で、約2千本のしだれ桜を富士川クラフトパーク内に植栽したところであります。

植栽に際してはクラウドファンディングを活用し県内外多くの方々からの協賛をいただきました。本年度はクラフトパーク内に、引き続きしだれ桜の植栽を推進するとともに町内全域の公園や公民館の敷地等にもしだれ桜を植栽する計画で、各区に希望本数を提出いただくこととなっております。

今後とも議員の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に観光看板リニューアルの実施についてであります。

身延町の観光資源の1つであります下部温泉の入口の山の尾根にある大型看板が老朽化したため県の富士の国やまなし観光振興施設整備事業補助金をいただきリニューアルいたしました。地元の皆様のご協力により枝を伐採していただいたことから看板の眺望が大変よくなり、心より感謝を申し上げます。

また身延町総合戦略の施策の一環として、今後本町に訪れることが予想される多くの外国人の入客対策のため、インバウンド対応看板の設置を町内14カ所に行いました。中部横断自動車道の開通に向け、今後も効果的に整備を行い外国人の方をはじめ多くの観光客の皆さんの利便性の向上を図ってまいります。

次に身延清稜小学校および下山小学校の開校についてであります。

昨年の身延中学校の開校に続き、身延清稜小学校と下山小学校が4月6日に議員の皆さまにもご臨席を賜り開校いたしました。翌日には全小中学校において入学式が行われ開校した2校にも期待に胸を膨らませた新入学生が加わり、新たな一歩が力強く踏み出されました。

今後も児童生徒を暖かく見守っていただきますよう、お願い申し上げます。

次に公共下水道の加入状況についてであります。

公共下水道の各戸への接続につきましては平成29年1月末日現在、中富処理区は加入戸数1,003戸で加入率65.7%でございます。身延処理区は加入戸数431戸で加入率53.0%でございます。下部処理区は加入戸数63戸で加入率44.1%であります。平成28年1月末日現在の加入率と比較しますと中富処理区は0.5%、身延処理区は0.9%、下部処理区は1.4%、それぞれ増加いたしました。各処理区の新規加入件数の合計は19件でありました。

今後も引き続き加入率アップに努めてまいりますのでご理解・ご協力をお願いするところであります。

次に第1回定例会以降の主な行事につきましては、お手元にお配りしたとおりでございますので、のちほどご確認いただきたいと思います。

町では3月31日に定年退職者3名、中途退職者1名の4名が退職され4月1日付けで各年度の平準化を考慮しつつ新人8名を採用いたしました。また県から瀧本勝彦氏という心強い補佐役を副町長に迎え新年度がスタートいたしました。

私どもは自らの責任と判断で自らのまちづくりを行っていくことが求められております。一刻の立ち止まりも許されないことを肝に銘じ、職員全員が全力で頑張っておりますので町民の皆さまや議員の皆さまのご協力をお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野島俊博君）

町長のあいさつが終わりました。

日程第4 報告第3号 平成28年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第5 報告第4号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

は報告案件ですので一括して町長から報告を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは報告第3号、第4号についてご説明申し上げます。

報告第3号は平成28年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。また報告第4号は平成28年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

それぞれ地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

なお、報告の詳細につきましては財政課長および水道課長がそれぞれ説明いたしますのでよろしくようお願い申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に報告第3号の詳細説明を求めます。

村野財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

報告第3号 平成28年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について詳細説明をさせていただきます。

この件につきましては、過日に開催されました臨時議会および定例会におきまして繰越明許費の議決をいただいているものであります。

1ページをお開きください。

2款1項総務管理費、国土利用計画策定事業270万円を繰り越しました。270万円全額が一般財源であります。あけぼの大豆拠点施設整備事業4,500万円を繰り越しました。2,250万円が県補助金、2,130万円が合併特例債で残り120万円が一般財源であります。

3項戸籍住民基本台帳費の個人番号カード関連事業費交付金124万2千円を繰り越しました。124万2千円、全額が国庫支出金であります。

3款1項社会福祉費の臨時福祉給付金事業4,180万円を繰り越しました。4,180万円全額が国庫支出金であります。

6款1項農業費の中山間地域所得向上支援事業1,539万円を繰り越しました。189万円が県支出金、1,270万円が合併特例債で残り80万円が一般財源であります。県営中山間地域総合整備事業補助金892万5千円を繰り越しました。830万円が合併特例債で残り62万5千円が一般財源であります。農地耕作条件改善事業負担金225万円を繰り越しました。225万円全額が一般財源であります。

8款2項道路橋梁費の橋梁修繕事業1,085万2千円を繰り越しました。908万3千円が国庫支出金、110万円が合併特例債で残り66万9千円が一般財源であります。道路改良事業費3,736万円を繰り越しました。1,778万4千円が国庫支出金、1,560万円が過疎対策事業債で残り397万6千円が一般財源であります。

10款2項小学校費の学校施設環境改善交付金事業1億2,189万6千円を繰り越しました。4,444万円が国庫支出金、7,350万円が合併特例債で残り395万6千円が一般財源であります。

繰越額合計は2億8,741万5千円で、未収入特定財源の内訳は国庫支出金1億3,873万9千円、地方債1億3,250万円であります。

以上、報告第3号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に報告第4号の詳細説明を求めます。

埜村水道課長。

○水道課長（埜村公文君）

報告第4号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について詳細説明をさせていただきます。

この件につきましては、平成29年第1回定例会におきまして繰越明許費の議決をいただいているものであります。

1ページをお開きください。

2款2項簡易水道建設費の中富西部簡易水道事業1億100万円を繰り越しました。3,940万円が国庫支出金、5,760万円が地方債。地方債の内訳は簡易水道事業債が2,880万円、過疎対策事業債が2,880万円、既収入400万円が一般会計からの繰入金であります。

同じく簡易水道建設費の身延中央簡易水道事業7,450万円を繰り越しました。1,950万3千円が国庫支出金、4,020万円が地方債。地方債の内訳は簡易水道事業債が2,010万円、過疎対策事業債が2,010万円、既収入1,479万7千円が一般会計からの繰入金であります。

以上、報告第4号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の報告と担当課長の詳細説明が終わりました。

- 日程第6 議案第52号 身延町工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第53号 身延町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第54号 身延町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第55号 身延町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第56号 身延町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第57号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について

以上の6議案は条例案でありますので一括して議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第52号から第57号についての提案理由をご説明申し上げます。

まず議案第52号 身延町工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の制定についてであります。

身延町工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の議案を提出いたします。

平成29年6月6日 提出

身延町長 望月幹也

提案理由を申し上げます。

地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による工場立地法の一部改正に伴い、国の準則に変えて適用すべき緑地面積率等に係る準則を定める必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第53号 身延町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてであります。身延町職員の配偶者同行休業に関する条例の議案を提出いたします。

以下、省略いたしまして提案理由を申し上げます。

地方公務員法第26条6の規定に基づき身延町職員の配偶者同行休業について条例で定める必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第54号 身延町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行により農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、農業委員会の委員等の農地利用の最適化推進活動に係る報酬について規定する必要が生じました。

また国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律および公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、身延町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第55号 身延町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、身延町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第56号 身延町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正および介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い身延町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第57号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法

施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上であります。

なお、それぞれの議案の詳細につきましては担当課長が説明いたしますのでよろしく願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第52号の詳細説明を求めます。

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

議案第52号 身延町工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の制定について詳細説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

第1条は本条例において適用すべき準則を定める趣旨について規定するものであります。

第2条はこの条例における用語の意義を規定するものであります。

第3条は本町が適用する区域、区域の範囲、ならびに当該区域における緑地および環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合を定める規定であります。

第4条は緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法について規定したものでございます。

第5条は特定工場の敷地が本町と隣接する地方公共団体の区域にわたる場合における、この条例の規定の運営について規定したものでございます。

また附則において、条例の施行は公布の日からとしております。

以上で身延町工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の制定についての詳細説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第53号の詳細説明を求めます。

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

議案第53号 身延町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について詳細説明をさせていただきます。

議案集4ページをお開きください。

今回の条例は地方自治法第26条の6に規定する配偶者同行休業について新たに制定するものであります。

具体的には職員の配偶者が外国で勤務等のため、長期にわたり外国に滞在することとなった場合に3年間を限度として配偶者に同行するための休業を認めることができるとするものでございます。

第1条は趣旨について規定しております。

第2条から7条では配偶者同行休業の承認、期間、対象となる配偶者が外国に滞在する事由、承認申請、期間の延長、承認の取り消し事由についてそれぞれ規定をしております。

第8条は任命権者に届けなければならない場合について規定をしております。

第9条は配偶者同行休業に伴う任期付き採用および臨時的任用について規定しております。

第10条は職務復帰後における号給の調整について規定をしております。

6ページをお開きください。

第11条は委任について規定しております。

附則第1項では施行期日を規定しております。

第2項から第4項では、地方公務員法第26条の6の改正および職員の配偶者同行休業に関する条例を制定することにより必要となる条例改正を行うものでございます。

以上で議案第53号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第54号の詳細説明を求めます。

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

それでは議案第54号 身延町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

お手元の参考資料、新旧対照表の7ページ、8ページをお願いいたします。

区分5の農業委員会についてであります。

昨年、新農業委員会法が施行され昨年、第4回定例議会において身延町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例および身延町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正を行いました。

しかしながらその後、農水省の通知で報酬条例を基本給と能率給を明記するよう指導があり、現行の条例では国からいただく農地利用最適化交付金が受けられない部分が出てくるため山梨県や先行している近隣町と相談・協議の上、今回、改正することとしました。

農地利用最適化推進委員は原則、毎月開催される農業委員会総会には出席しない、議決権がないため、また先行して改正した他の自治体がおおむね農業委員の基本給の5割であることを踏まえ推進委員の基本給は6万円といたしました。

能率給につきましては、規則で定めることとなりますが日額7千円を予定しております。しかしながら活動および成果の実績に応じ予算の範囲内でと定めているとおり、活動および成果の実績に応じて国からいただく農地利用最適化交付金の額により支給することとなります。

以上、区分5の農業委員関係の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

引き続き議案第54号の詳細説明を求めます。

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

私からは議案第54号 身延町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の別表9の項から14の項までについて、詳細説明をさせていただきます。

議案集8ページをお開きください。

改正条例案、新旧対照表8ページから9ページを併せてご覧ください。

今回の改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律および公職選挙法の一部を

改正する法律が施行されたことに伴い、投票管理者等の報酬の額について引用する号にずれが生ずることとなったため所要の改正をお願いするものでございます。

以上で議案第54号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第55号の詳細説明を求めます。

佐野税務課長。

○税務課長（佐野和紀君）

議案第55号 身延町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

今回の条例の一部改正につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、身延町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正するものであります。

議案書の10ページをご覧ください。上から5行目になります。

第1条中の改正につきましては、固定資産税の課税免除に伴う措置として、租税特別措置法の適用を受ける取得価格が2,700万円を超える家屋および償却資産に課する固定資産税について、最初に課すべきこととなる年度以降3年度分を免除するものであり、今回の過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行により、その対象業種である情報通信技術利用事業を廃止し農林水産物等販売業を追加する規定であります。

附則につきましては、第1条の施行期日、経過措置について規定したものであります。

以上が主な改正の内容であります。

以上で議案第55号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第56号の詳細説明を求めます。

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

議案第56号 身延町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

今議会に提案する一部改正条例の内容ですが、1つは介護保険法および厚生労働省令の一部改正に伴い条例が引用する項ずれ等を修正する必要が生じたもので、12ページの一部改正条例本則をご覧くださいと思いますが、題名から数えて5行目の第1条中の改正規定および次の行の第2条第1項第3号中の改正規定の前半部分、「第140条の68第1項」の次に「第1号」を加えるという改正規定がこの項ずれ等を修正する改正に当たります。

次に第3号中の改正規定の後半部分「修了した者」の次に「であって、当該主任介護支援専門員研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したものを」を加える改正について説明をいたします。

現行の条例第2条は地域包括支援センターに配置すべき人員の基準を規定しています。

改正箇所の第2条第1項第3号はセンターに配置すべき職種の1つ、主任介護支援専門員に

についての規定ですが、今回改正するのはその主任介護支援専門員という用語の定義を規定した部分です。これまでは厚生労働省令で定める研修を修了した者を主任介護支援専門員と定義していました。一度この研修を修了すれば以後、主任介護支援専門員とされてきたわけですが主任介護支援専門員の資質向上を目的として、5年ごとの更新研修の仕組みを導入することとなり、厚生労働省令に規定する主任介護支援専門員の定義に5年ごとの更新研修を修了した者という要件が書き加えられたところです。

そこで厚生労働省令と町の条例とで主任介護支援専門員の定義が異なることのないよう厚生労働省令の改正と同様の改正を行うものです。

最後にこの一部改正条例につきましては、附則第1項の規定のとおり公布の日から施行することといたしますが、改正後の、新条例第2条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員の新たな定義の適用については附則第2項で経過措置を設けています。具体的には平成23年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者に関わる最初の更新研修は平成31年3月31日までに修了し、以後5年ごとの更新研修を修了すればよいこととし平成24年度、平成25年度に研修を修了した者に関わる最初の更新研修は平成32年3月31日までに修了し、以後5年ごとの更新研修を修了すればよいこととする内容です。この経過措置につきましても厚生労働省令の改正と同様の規定としています。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第57号の詳細説明を求めます。

望月子育て支援課長。

○子育て支援課長（望月由香里君）

議案第57号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明をさせていただきます。

14ページをご覧ください。

今回、改正する本条例の第3条、別表第1、備考2は特定教育・保育等に係る利用者負担額の計算に用いる地方税法の規定による市町村民税の所得割に適用しない額として地方税法に規定する税額控除等が定められています。

今回、追加する地方税法第314条の9は配当割額、または株式等譲渡所得額の控除に関する規定、附則第5条の5第2項、第7条の2第4項および5項、附則第7条の3第2項はふるさと納税寄附金控除に関する規定です。

附則第45条は、東日本大震災にかかる住宅借入金特別税額控除の適用期間等の特例を規定するもので施行期日は平成29年9月1日です。

以上で議案第57号の詳細説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は10時10分とします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時10分

○議長（野島俊博君）

それでは休憩前に引き続き、議事を再開します。

日程第12 議案第58号 平成29年度身延町一般会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第59号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第60号 平成29年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第61号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第62号 平成29年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第63号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第18 議案第64号 平成29年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）

日程第19 議案第65号 平成29年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

以上の8議案は補正予算案でありますので一括して議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第58号から議案第65号について提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第58号 平成29年度身延町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

1行目は省略させていただきます。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,064万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億1,995万2千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

以下は省略させていただきます。

次に議案第59号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の補正から読み上げます。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ33万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,231万円とする。

以下は省略させていただきます。

次に議案第60号 平成29年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ399万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,398万3千円とする。

次に議案第61号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,780万円とする。

次に議案第62号 平成29年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ900万8千円とする。

次に議案第63号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ736万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,063万2千円とする。

次に議案第64号 平成29年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,108万9千円とする。

次に議案第65号 平成29年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,406万4千円とする。

補正予算案については以上でございます。

なお、詳細につきましてはそれぞれ担当課長が説明いたしますのでよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(野島俊博君)

次に議案第58号から議案第65号までの詳細説明を求めますが議案第60号、議案第63号、議案第64号、議案第65号の詳細説明は省略します。

はじめに議案第58号の詳細説明を求めます。

村野財政課長。

○財政課長(村野浩人君)

議案第58号 平成29年度身延町一般会計補正予算(第2号)について詳細説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。

第2表 地方債補正ですが合併特例事業債はしだれ桜の里づくり事業に3,140万円、用排水路改良事業に100万円を充当するため変更いたしました。

8ページをお開きください。

歳入ですが14款2項1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金に400万円を計上いたしました。農業振興による6次産業化事業に関わる地域創生推進交付金の増額分であります。

19款2項4目農業水産業費県補助金、1節農業費補助金に100万円を計上いたしました。用水路改良事業の増高分に対する耕作放棄地等再生整備支援事業補助金であります。

6目教育費県補助金、1節教育費補助金に37万7千円を計上いたしました。中学校の運動部活動支援員の設置に関わる運動部活動顧問任用事業補助金であります。

7目商工費県補助金、1節観光費補助金に820万円を計上いたしました。申請をしておりました富士の国やまなし観光振興施設設備補助金が確定したため、しだれ桜の里づくり事業に充当するものであります。

16款1項1目財産貸付収入、1節財産貸付収入に99万5千円を計上いたしました。旧中富中学校の貸付収入であります。

19款1項1目繰越金に246万8千円を計上いたしました。前年度からの繰越金であります。

20款4項1目雑入、16節コミュニティ助成事業助成金に120万円を計上いたしました。コミュニティ助成事業補助金は財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献事業として助成金を交付するもので梅平1区に対する助成金であります。

21款1項2目農林水産業債、1節農業債に100万円を計上いたしました。用排水路改良事業に充当する合併特例事業債であります。

9目商工観光債、2節観光債に3,140万円を充当いたしました。しだれ桜の里づくり事業に充当する合併特例事業債であります。

次に歳出であります。今回の補正予算につきましては4月1日の定期人事異動に伴う人件費の補正を各科目でさせていただいておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

11ページをご覧ください。

2款1項6目企画費の19節に120万円を計上いたしました。コミュニティ助成事業として梅平1区に交付する補助金であります。

10目バス交通対策費に237万2千円を計上いたしました。町営バス中富南線の廃止に伴う代替運行費として地域公共交通活性化協議会への負担金であります。

11目まち・ひと・しごと創生事業費の観光資源魅力アップ事業、13節に270万円および15節に3,040万円を計上いたしました。甲斐の国やまなし観光振興施設整備補助金を充当した、しだれ桜の里づくり事業の第2期工事測量設計業務および整備植栽工事を行うものであります。

農業振興費による6次産業化事業、19節に800万円を計上いたしました。地域創生推進交付金の増額分による、あけぼの大豆振興協議会への補助金であります。

14ページをお開きください。

3款1項2目国民健康保険費の国民健康保険会計繰出金、3目介護保険費の介護保険特別会計繰出金および6目後期高齢者医療費の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては4月1日の定期人事異動に伴う人件費分であります。

15ページをご覧ください。

7目障害福祉費、12節に33万7千円を計上いたしました。成年後見人制度利用支援事業実施要綱に基づき町長が後見人の申請を裁判所に行うための手数料であります。

18ページをお開きください。

4款2項1目簡易水道運営費、28節を736万6千円減額いたしました。人事異動による

人件費の減額および交際費の財源組み替えに伴うものであります。

6款1項4目農林土木費、15節に200万円を計上いたしました。竹之島用水路改良事業の増高分であります。

2項3目林業土木費、15節に211万4千円を計上いたしました。県の治山工事に伴って施工する林道三石山線道路路側根継工事費であります。

19ページをご覧ください。

7款2項1目観光費の施設管理費、施設管理整備事業費、13節に47万円を増額いたしました。本栖湖展望台の設置に伴い駐車場となる湖畔の展望地周辺整備を県から依頼されたものであります。

20ページをお開きください。

8款6項1目下水道総務費、28節に39万円を計上いたしました。定期人事異動による下水道特別会計および農業集落排水事業等特別会計への繰出金であります。

21ページをご覧ください。

10款2項2目教育振興費、14節に90万円を増額、18節を198万3千円減額いたしました。当初デジタル教科書のDVD版を購入する予定でしたが、ダウンロード版が発売されたことにより備品購入費を減額し使用料を増額してダウンロード版を使用するものであります。

22ページをお開きください。

3目教育委員会学校管理費の小学校総務管理費、19節に4千円を計上いたしました。下山小学校への特別支援学級の設置が認められたための負担金であります。下山小学校施設管理費、11節に196万6千円を計上いたしました。ICT環境を効果的に活用するための黒板の張り替え修繕費であります。

身延小学校施設管理費、15節に124万2千円を計上いたしました。2年生を2クラスにするため1教室にエアコンを設置する工事費であります。

10款3項2目教育振興費、1節に56万円を計上いたしました。歳入で説明いたしました運動部活動顧問任用事業補助金を充当し運動部活動支援員を非常勤職員として雇用するための報酬であります。

4節2千円および9節4万4千円につきましては、この事業に伴う共済費および旅費であります。

24ページをお開きください。

10款5項5目和紙の里費、7節を30万3千円減額いたしました。労働基準法によりパートから臨時職員へ雇用体系を変更するため、その他賃金を233万円減額し臨時職員賃金に202万7千円を計上いたしましたものであります。

25ページをご覧ください。

13款1項17節教育施設整備基金費、25節に199万5千円を計上いたしました。国庫補助金を受けて整備した学校施設を当初の補助目的以外に転用、貸与、譲渡、取り壊しなどを行う場合には文部科学大臣の承認を得て、国庫支出金相当額以上を基金に積み立てることが求められておりますが、このたび旧豊岡小学校、静川小学校、中富中学校にかかる積立金額が文科省から示されたため積み立てるものであります。

以上、議案第58号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第59号の詳細説明を求めます。

熊谷町民課長。

○町民課長（熊谷司君）

議案第59号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の詳細説明をさせていただきます。

なお、6ページの歳入および7ページ、歳出の一般管理費は人件費にかかる部分であるため詳細説明は省略させていただきます。

それでは歳出を説明いたします。7ページをお開きください。

3款、4款、6款はいずれも社会保険診療報酬支払基金からの納付金等決定通知書により3款1項1目後期高齢者支援金を1,338万7千円の減額。4款1項1目前期高齢者納付金を55万9千円の増額。6款1項1目介護納付金を857万4千円の減額をそれぞれ計上させていただきました。

8ページをお開きください。

10款1項1目予備費の2,140万2千円の増額につきましては3款、4款、6款の社会保険診療報酬支払基金へ支払う納付金額の増減の補正をした結果、生じた一般財源の余剰分を計上したものです。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第61号、議案第62号の詳細説明を求めます。

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

議案第61号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

6ページをご覧ください。まず歳入についてです。

1款1項1目第1号被保険者保険料8万4千円。4款2項3目地域支援事業交付金14万7千円。6款2項2目地域支援事業交付金7万3千円。8款1項5目地域支援事業繰入金7万4千円。合計いたしますと37万8千円の増額です。これは7ページ、歳出の5款1項3目包括的支援事業費の財源として保険料、国・県・町それぞれの負担割合に応じて計上いたしました。

6ページの8款1項2目その他一般会計繰入金の1節職員給与費等繰入金の16万9千円、2節事務費繰入金の129万6千円、合計146万5千円の増額は歳出1款総務費の補正財源に充てるものであります。

7ページ、歳出について説明をいたします。

1款1項1目一般管理費の146万5千円の増額ですが、2節から4節につきましては介護保険担当の人件費補正です。13節委託料129万6千円の増額は介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修業務を委託するものであります。今年の3月に平成29年度に予算措置し、改修すべき介護保険システムの項目が国から示され、これに基づき改修を行うものであります。

次に5款1項3目包括的支援事業費の37万8千円の増額は在宅支援担当の人件費補正です。

以上で議案第61号の説明を終わりました引き続き議案第62号 平成29年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について説明をいたします。

まず今回、補正予算を組む必要が生じた背景について説明をいたします。

本年4月から総合事業が始まりましたが、その総合事業の対象者に関わるサービス計画の作成等、介護予防ケアマネジメント業務に対する費用については国ではこれまで保険者たる市町村が内容を審査の上、事業者へ直接支払うこととしてきました。

一方で総合事業が始まり保険者の事務負担が過重となっているという点を考慮し、国では事業者からの請求に対し国保連合会が審査支払事務を行うことが可能となるよう見直しを行いまして本年の1月から2月にかけて関連の通知が厚生労働省から発出され、これを受けまして山梨県国民健康保険団体連合会において準備を進め、本年5月審査分から県の連合会において審査支払いを行うことが可能となったところであります。

以上のような介護予防ケアマネジメント業務に関する審査支払方法の見直しが行われた結果、サービス事業者としての予算を経理するこの介護サービス事業特別会計に関連する予算を計上する必要が生じたため、今回補正予算案を上程することとしたところであります。

補正予算の内容について説明をいたします。6ページをご覧ください。

歳入についてですが1款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費収入52万円、3款1項1目繰越金1千円、合計52万1千円を増額いたします。

1款2項の介護予防ケアマネジメント事業費収入は、国保連合会から介護予防ケアマネジメント費用の支払いを受け入れるものであります。

次に7ページをご覧ください。

歳出についてであります。1款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費、13節委託料の52万1千円を増額ですが、先ほどの歳入の補正を財源として介護予防ケアマネジメント業務を民間の居宅介護支援事業者へ委託する際の予算として計上いたしました。委託単価1件、月額4,300円に年間121件分を見込んでおります。

以上で議案第62号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(野島俊博君)

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第20 議案第66号 町道路線の認定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長(望月幹也君)

それでは議案第66号についての提案理由を説明申し上げます。

議案第66号 町道路線の認定についてであります。

下記の路線を町道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めます。

記

整理番号 M80209

路線名 丸滝宮の前4号線

起 点 身延町大字丸滝字宮の前473-3番地先

終 点 身延町大字丸滝字宮の前471-5番地先
参 考 延長31.38メートル 幅員4メートルから10メートル
提案理由を申し上げます。

丸滝宮の前住宅分譲事業において、町道丸滝宮の前4号線を新たに町道路線として認定する必要があるため提出するものであります。

以上であります。なお、議案の詳細につきましては建設課長が説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第66号の詳細説明を求めます。

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

議案第66号 町道路線の認定について詳細説明をさせていただきます。

新たに路線認定を行う場所は身延町丸滝地内です。宅地分譲地丸滝宮の前団地東区画の造成に伴い、分譲地への進入路として幅員4.0メートルから10.0メートル、延長31.38メートルの道路整備をいたしました。

今後、生活道路の役割を担う公共施設として道路の維持管理を図るには町道路線として認定をし、管理していくことが適切な維持管理につながると考え、町道認定をするものであります。

なお、先に造成しました丸滝宮の前団地19区画の分譲地内の進入路につきましても町道認定となっております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第21 同意第4号から日程第34 同意第17号までの14議案は身延町農業委員会委員の選任に関する議案でありますので一括して議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは同意第4号から同意第17号についての提案理由を説明申し上げます。

まず同意第4号 身延町農業委員会委員の選任についてであります。

身延町農業委員会委員に下記の者を選任することについて議会の同意を求めます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町手打沢1403番地

氏 名 深沢柳太郎さん

生年月日 昭和3年2月25日

提案理由を申し上げます。

旧農業委員会法に基づき選任された委員の任期が平成29年7月19日に満了となります。改正農業委員会法における委員の選出にあたっては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以下、同意第17号まで同じく身延町農業委員会委員の選任についてでございますので住所、氏名、生年月日のみ申し上げますのでご了承いただきたいと思います。

同意第5号

山梨県南巨摩郡身延町飯富111番地1

佐野文秀さん

昭和14年4月1日

同意第6号

山梨県南巨摩郡身延町三沢699番地

上田博さん

昭和24年10月1日

同意第7号

山梨県南巨摩郡身延町下山11375番地4

山下貴さん

昭和33年3月12日

同意第8号

山梨県南巨摩郡身延町車田1826番地

二宮喜昭さん

昭和24年2月5日

同意第9号

山梨県南巨摩郡身延町小田船原1837番地

松田正材さん

昭和10年10月6日

同意第10号

山梨県南巨摩郡身延町大島1359番地

若林庄明さん

昭和14年4月3日

同意第11号

山梨県南巨摩郡身延町大野735番地

片田文徳さん

昭和23年2月15日

同意第12号

山梨県南巨摩郡身延町岩欠757番地

磯野祥子さん

昭和29年3月21日

同意第13号

山梨県南巨摩郡身延町波高島849番地

高野敏彦さん

昭和22年4月24日

同意第14号

山梨県南巨摩郡身延町切石311番地

深沢勝一さん

昭和21年1月20日

同意第15号

山梨県南巨摩郡身延町西嶋1180番地

笠井雄一さん

昭和26年9月12日

同意第16号

山梨県南巨摩郡身延町八坂360番地

今福歳男さん

昭和12年10月18日

同意第17号

山梨県南巨摩郡身延町下山9296番地1

望月洋さん

昭和28年6月6日

以上でございます。ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野島俊博君）

提案理由の説明が終わりました。

本案については人事案件のため詳細説明は省略します。

日程第35 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは諮問第3号についての提案理由を説明申し上げます。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町西嶋551番地

氏 名 伊藤宗範さん

生年月日 昭和25年7月3日

提案理由を申し上げます。

平成29年9月30日に伊藤宗範委員の任期が満了するので、その後任委員を推薦したいと思っております。

これが議会の意見を求める理由でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（野島俊博君）

提案理由の説明が終わりました。

本案については人事案件のため詳細説明は省略します。

これから質疑を行います。

お手元に配布した委員会付託議案表のとおり議案第52号から59号、議案第61号および議案第62号は各常任委員会に付託を予定しています。このうち議案第58号は連合審査を予定しています。このため、質疑は大綱のみに留めてください。

日程第4 報告第3号 平成28年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について質疑を行います。

質疑はありませんか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

繰越明許費の特に財源内訳でございますが地方債で合併特例債が4カ所ですか、先ほど明示されましたけども、現在、合併特例債が合計でいくらになっているのか。それから、それに対して町が実際に負担する債務の金額はどれだけになっているのかお聞かせください。

○議長（野島俊博君）

村野財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

申し訳ありません。細かい数字は今、手元にございませんが今、40億円くらいを使っております。

○5番議員（芦澤健拓君）

では詳細はあとで。

○議長（野島俊博君）

芦澤君、あとでよろしいですか。

（はい。の声）

では必ずあとで報告をしてください。

ほかにありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で報告第3号の質疑を終わります。

報告第3号については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでありますので終結とします。

日程第5 報告第4号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で報告第4号の質疑を終わります。

報告第4号については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでありますので終結とします。

日程第6 議案第52号 身延町工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

これは身延町工場立地法に基づくというふうになっておりますけども、身延町工場立地法という法律があるのか。これ、私は工場立地法に基づく身延町緑地面積率等に係るというふうに書くべきではないかなと思ったので質問するわけですが、身延町工場立地法という法律があるのでしょうか。

○議長（野島俊博君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

ご質問の身延町工場立地法という法律はありません。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ということは、この表題が工場立地法に基づく身延町緑地面積率等に係る準則を定める条例になるのではないかなと思うんですけども、その点はいかがですか。

○議長（野島俊博君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

まさしく議員さんのおっしゃるとおり工場立地法は国の法律でございますので、工場立地法に伴う身延町の準則ということで、これちょっと言葉的にそう読めるところがありますが、私どもといたしましては、工場立地法に伴って身延町が定めるということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（野島俊博君）

ほかにありますか。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第52号の質疑を終わります。

日程第7 議案第53号 身延町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

この議案の配偶者同行休業に関する条例というのは、もともとが公務員法第26条の6第1項、第2項、第3項および第6項から第8項に基づきということで決められた条例のようだけれども、この条例が本来は地方公務員法の条文によりますとその条文中に条例という文字が9カ

所出てくるんですよね。それがなぜ今ごろこんなものが出てきたのかなという疑問と、それから今、出さなければならぬ理由がよく分かりません。平成25年の法律の改正でこういうふうなものが出てきているというふうに解釈しておりますけれども、その点について、なぜ今、この配偶者同行休業に関する条例なのかということをも1点。

それから第2条から任命権者ということで、任命権者という表記が7カ所ありますけれども、これ身延町職員の条例ですから任命権者は町長でいいのではないかなと思うんですけれども、町長以外にもこの任命権者が考えられるのか、その点についてお聞きします。

○議長（野島俊博君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

まず、この条例がどうしても必要かということでございますけれども、これにつきましては公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するためにこの条例が必要ということで制定させていただくことになりました。

また、なぜ26年に法律が改正されたのに今、制定するのかということでございますけれども、平成26年時点では本町の職員で該当する事案はないという判断のもとに制定を見送ってきたわけでございますけれども、近隣の富士川町でも条例を制定いたしましたし、本町でも配偶者同行休業を申請しなければならないようなケースも考えられるということで今回制定をさせていただくというものでございます。

あと任命権者でございますけれども、これにつきましてはもちろん町長、それから教育委員会の関係で教育長、それから議会事務局で議長ということで任命権者になっております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

平成25年の法律197号によってこの改正が行われたと思うんですけれども、今ここでやらなければならないというのが、ただ単に他町もやっているからということで決めるというのはちょっとなんかご都合主義のような気がしますけれども、実際、この配偶者同行休業ということで適用しなければならないという職員は今のところいらっしゃるのでしょうか。

○議長（野島俊博君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

現時点ではないと思っております。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ということは、これはただ単に遅れたというだけの話で、本来はもっと早く条例制定をしなければいけなかったのではないかなと思うんですけど、法律の中で条例というのが9カ所も出てくるわけですから、その条例によってこういう取り扱いをするということははっきりしているわけですから、本来はもっと早くこの条例を定めるべきであったんですが、それが遅くなったということであるかと思っておりますので、その点にご注意いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第53号の質疑を終わります。

日程第8 議案第54号 身延町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

この条例のうち農業委員さんとか、それから農地利用最適化推進委員ということで、この新旧対照表の中に今までの年額と、それからこれからの新しく、年額と基本給と能率給ということであるんですけども、その能率給というのはどういうことで、財政のどういうところからこの能率給は出るのかということちょっと教えてください。

○議長（野島俊博君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

質問にお答えいたします。

今回の能率給ということで、先ほどの説明にも最後のほうで申し上げさせていただきましたが、こちらにつきましては農地利用最適化交付金、こちらを年の12月までに実績をまとめて翌1月に国に申請をあげます。具体的には担い手営農農地集積とか遊休農地の発生防止、その活動について活動報告をあげまして、それに基づきいただくお金でございます。こちらを能率給として報酬で支払わせていただくこととなります。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

ではこれはこれから活動を、どういう活動をやったのかということで、それがどういう成果に結びついたのかという、それによってもらえるということなんですけれども、大体どのくらいなのかなというのがちょっとめどというか、そういうのは立っているんでしょうか。

○議長（野島俊博君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

今年初めて、こちらについては新しい農業委員会のもと最適化推進委員という農業委員さんに活動をしていただくこととなりますが、要綱によりますと、その最適化推進交付金につきましては、活動に対する実績とあと成果に基づく実績という2つに分かれます。活動につきましては、先ほど申し上げました出席活動と実績を、報告をまとめて認められれば人数に対しまして月額6千円の月数、そして成果につきましてはこちらにつきましては、どれだけ遊休農地が

解消したとか、あと農地の集積化が進んだかによって認められますが、こちらにつきましてちょっと具体的には金額が分かりませんが、活動の実績については1人頭、月額6千円ということで順調に認められれば、今年につきましては年額100万円程度が新たに推進交付金でいただける予定となります。

なお、この推進交付金につきましては国の予算の枠内ということで、全国的に予算の配分内ということで、満額として110万円とおっしゃいましたが国の予算の動向によってはこれが減額される可能性もあります。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

ほかに質疑はありませんか。

川口君。

○10番議員（川口福三君）

この制度ですが、この農地利用最適化推進活動、これは今言うここであがっている農業委員みずからが活動をしなければ今言うような報償金は出ないということですか。

○議長（野島俊博君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

みずからというか、主な活動が毎年行っている農地の利用状況調査、これらが今までは任意だったんですけど、これが必須業務になっております。また私どもで圃場整備等を計画しておりますので、そちらのほうの打ち合わせ等の調整を行っていただくときにもこちらの制度を活用するような予定となっております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

川口君、本案は総務産業建設常任委員会に付託していますので大綱に留めてください。

○10番議員（川口福三君）

先ほどの農業委員の名簿を見まして、中には実際、農業をしていないと。いわゆる耕作をしていないというような人もおられるわけですね。それが果たしてこういった政策に基づいて委員会としての活動がなされるかどうか、そのへんも行政側でどう解釈しているのかちょっと伺います。

○議長（野島俊博君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

今回の委員につきましては、国等の指導により女性、中立者等をということで選定させていただきました。今後の活動につきましては農業委員会、そしてその下部組織の推進化委員さんを中心に話し合いながらその農地の集積、担い手への推進の活動ができるよう活動していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

他に質疑はありませんか。

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

今の関連でお聞きしたいんですけども、今の農業委員推進化委員の能率給の説明がございましたけれども、説明を聞いていますと農業委員とか推進委員の仕事の中にそれは明記されていますよね。そういうこと、この農業委員はこういうことをやるんですよ、推進委員はこういうことをやるんですよというような説明があると思うんですけども、その能率給と基本給、農業委員の場合、16万円の基本給があるわけですけども、その基本給はどういうものか、町はどういうふうに理解しているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

基本給につきましては今まで農地法3条等、農地の権利移動に伴う現地確認等、こちらはおおむね約2名の農業委員さんで現地確認をさせていただきましたが、今後はそちらにつきましては農業委員さんと推進委員会さんをお願いすることになります。こちらにつきましては、基本給の部分になるかと思えます。それで今後の能率給につきましては、先ほど申し上げました集積活動、遊休農地の防止ですね、主な活動が農地の利用状況調査、こちらになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第54号の質疑を終わります。

日程第9 議案第55号 身延町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

これは新旧対照表で、今までが情報通信技術利用事業ということでコールセンターということだったんですけども、それが今度は農林水産物等販売業ということに変更して固定資産税の免除をするということなんですけれども、今までのコールセンターで減免という、町内にあったのかどうなのか。それから今度、農林水産物等販売業という2,700万円の建物、減価償却ということで3年間の免除ということなんですけど、そういうものが本町に出てくるのかどうなのかという町としての予想ですね、それはどういうふうに分析をしていらっしゃるか教えていただきたいと思えます。

○議長（野島俊博君）

佐野税務課長。

○税務課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

コールセンターにつきましては、減免等は行っておりません。それから農林水産物等販売業

ということですが、これにつきましては、過疎地域内において生産された農林水産物、または当該農林水産物を原料、もしくは材料として製造、加工もしくは調理したものを店舗において主に他の地域のものに販売することを目的とするという事業内容になっております。それで新規に取得した価格が2,700万円を超える家屋および償却資産ということですので、現在では該当はないものと考えています。

以上です。

○議長（野島俊博君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第55号の質疑を終わります。

日程第10 議案第56号 身延町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第56号の質疑を終わります。

日程第11 議案第57号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第57号の質疑を終わります。

日程第12 議案第58号 平成29年度身延町一般会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第58号の質疑を終わります。

日程第13 議案第59号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第59号の質疑を終わります。

日程第14 議案第60号 平成29年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第60号の質疑を終わります。

日程第15 議案第61号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第61号の質疑を終わります。

日程第16 議案第62号 平成29年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第62号の質疑を終わります。

日程第17 議案第63号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第63号の質疑を終わります。

日程第18 議案第64号 平成29年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第64号の質疑を終わります。

日程第19 議案第65号 平成29年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第65号の質疑を終わります。

日程第20 議案第66号 町道路線の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

これは丸滝宮の前4号線という町道なんですが、1号から3号がどこをどういうふうに通っているのかというのは、この地図の中で示すことはできるんでしょうか。

○議長（野島俊博君）

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

お答えします。

議員さんおっしゃられている議案第66号の関係資料の地図の話は今、されていると思うんですけども、これには、すみません、町道の丸滝宮の前の1号から3号の路線は、細かく示すことはできません。

○議長（野島俊博君）

芦澤君、よろしいですか。

（はい。の声）

ほかに質疑はありませんか。

川口君。

○10番議員（川口福三君）

この幅員を見ますと4メートルから10メートルというような幅員になっているんですが、これは道路として4メートルではなくて、途中が広がっているというような解釈でよろしいんですか。

○議長（野島俊博君）

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

この丸滝宮の前4号線につきましては、丸滝分譲地の東区画の入口になるわけなんですけども町道との三叉路がございます。入口が非常に狭いと右折、左折が非常に厳しいために入口を10メートルとし、入口以外は4メートルという道路になっております。

以上であります。

○議長（野島俊博君）

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

他に質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第66号の質疑を終わります。

次に日程第21 同意第4号から同意第17号までの14議案は身延町農業委員会委員の選任に関する人事案件のため質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第4号から同意第17号までの質疑は省略します。

日程第35 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、人事案件のため質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、諮問第3号の質疑は省略します。

お諮りします。

議案第52号から59号、議案第61号および議案第62号までをお手元に配布した議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり各常任委員会に付託します。

日程第36 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配布したとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

議員派遣の件は、配布したとおり派遣することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事日程は終了しました。

午後からは現地調査となっていますので、よろしく願いを申し上げます。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

○議会事務局長(佐野勇夫君)

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時20分

平成 2 9 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 7 日

平成29年第2回身延町議会定例会(2日目)

平成29年6月7日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	赤池	朗	2番	田中	一泰
3番	広島	法明	4番	柿島	良行
5番	芦澤	健拓	7番	河井	淳
8番	福與	三郎	9番	草間	天
10番	川口	福三	11番	渡辺	文子
13番	深澤	勝	14番	野島	俊博

3. 欠席議員は次のとおりである。

12番 伊藤文雄

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（野島俊博君）

本日は大変ご苦労さまです。

伊藤文雄議員から欠席の届け出が提出されていますので報告します。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては一覧表としてお手元に配布したとおりです。

日程第2 一般質問。

通告の1番、深澤勝君の一般質問を行います。

深澤勝君の質問を許します。

登壇してください。

深澤勝君。

○13番議員（深澤勝君）

通告に基づきまして一般質問を行います。

まず小学校の統合が推進され、残る大河内小学校と身延小学校の統合に向けた準備が精力的に進められていることと思います。これら学校統合により各学校単位の児童生徒数が大幅に増加したところであります。

例えば下山小学校におきましては、統合前の児童数44人が3小学校の統合により112人となり倍以上の68人の生徒数が増えたところでございます。また身延中学校におきましても統合前の生徒数113人が統合時には192人、79人も生徒が多くなった状況であります。他の統合小学校および、これから統合する学校においても当然、同様な状況にあります。

このため統合した各学校のトイレの状況が心配されるところであります。健康で快適な学校生活を送るためにはトイレは最も重要な施設であるはずでございます。

そこで担当課長に伺います。文部科学省等において男女別児童生徒数に適合した便器の設置数等の基準が定められているのか。定められているとしたら各学校の便器の設置数は当然、基準に適合していると思いますがその状況についてお尋ねをいたします。

○議長（野島俊博君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

確認をいたしましたところ、文部科学省には明確に規定した基準はありませんでした。参考となりますのは、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために計画および設計における留意事項を定めました学校施設整備指針の中に水洗式男女別児童数、生徒数に応じた適切な数と種類が設置できるように計画することが重要という記述がありました。

統合後に使用しております校舎は、下山小学校以外は現在よりも児童生徒数の多かったときに建設をしたものです。したがって、設置数には不足がないものと思われま

す。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

文科省や他の法令に基準の定めがあるような、ないような状況と判断をいたしましたけれども、便器の設置数が妥当であるのかどうか、確たる判断をするのに苦む状況かと思われま

す。今の答弁の中で学校建設の当時の児童生徒数からして便器の数は充足しているとの判断もあるうかと思いますが、しかしながら学校建設から相当年度が経過をしております。下山小学校は16、17年ですか、そんな状況の中で近年の食生活、生活文化の向上に伴いまして子どもたちの身体の成長は著しく、トイレの使用に支障をきたしていないか心配するところがございます。したがって、確たる基準がないとしたら各学校関係者の聞き取り調査、またはアンケート等の実態を確認され、その対応を早急に検討されることを申し上げまして次の質問に移らせていただきます。

次にトイレの大便器の状況についてであります。

近年、各家庭においては洋式便器が普及している中、学校のトイレは老朽化した和式便器も多々見受けられ、やむなくトイレの利用を我慢する傾向から便秘の要因ともいわれ、重症化すると集中力の低下、食欲をなくすなど健康障害をきたす心配もあると専門家は指摘をなされております。和式便器に戸惑う子どもも多く衛生面でも大きな課題となっている状況かと思われま

す。そこで小中学校のトイレの整備状況等について、担当課長にお伺いします。これはすでに統合した学校の状況についてお答えをいただければと思います。

第1点目は各学校の大便器の設置数、それから2点目に大便器の設置数のうち洋式便器に改修済みの数と洋式化率、3点目に児童生徒数に対する大便器の設置割合、例えば子ども何人当たり

○議長（野島俊博君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

各校の大便器の数からお答えさせていただきます。

文部科学省に報告しておりますトイレ施設の整備状況調べによりますと、統合した学校のうち身延清稜小学校が14個、下山小学校が31個、身延中学校が24個という状況です。

次にそのうちの洋式便器数と洋式化率についてお答えをします。

身延清稜小学校が8個で57.1%、下山小学校はすべて洋式で100%、身延中学校が8個で33.3%です。

最後に本年度当初の児童生徒数における大便器の設置割合についてお答えします。

身延清稜小学校が5.3人に1個、下山小学校が3.6人に1個、身延中学校が7.5人に1個という状況になります。このうち洋式便器だけで見ますと身延清稜小学校は9.3人に1個、下山小学校は変わらず3.6人に1個、身延中学校は22.7人に1個という状況になります。

以上です。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

山梨県内の学校トイレの洋式化率は全国でも3番目に高い54.4%としております。また本町の洋式化率も今ご答弁いただいたとおり平均すると約63.9%、県平均より高い水準にあります。しかし各学校単位で比較してみますと大便器の設置数および洋式化率に大きな差が生じております。例えば下山小学校の大便器の設置割合は児童3.6人に1個であるのに対し身延中学校では7.6人に1個と町内小中学校で最も少なく、さらに洋式化率でも町の平均を大きく下回る33.3%と驚くほど低い状況から、洋式トイレの割合を見ますと下山小学校は3.6人に1個、洋式トイレに対しまして身延中学校はなんと22.7人に1個という大変少ない洋式トイレの設置状況であります。

特に中学生は心身ともに成長する大事な時期と考えます。タブレット等の貸与による教育環境の充実については大いに期待をしておりますが、しかしながら心身ともに健康的に快適な学校生活を送るための原点はトイレであると思われれます。使い慣れている洋式便器への早急な対応が望まれるところでありますが、教育長のお考えをお伺いします。

○議長（野島俊博君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えをいたします。

身延中学校におきましては、一昨年度の改修工事の際に洋式化の検討を行いました。構造上のことから床面の大掛かりな改修を必要とすることが判明をし、校舎の躯体そのものに関わる工事となることから改修を見合わせた経緯がございます。

ただいま議員さんのご指摘のとおり、衛生環境面の充実につきましては大変重要な視点であると思っております。本年度策定をいたします学校施設整備計画におきましても十分な検討を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

深澤勝君。

○13番議員（深澤勝君）

本来なら身延中学校のトイレは大規模改修工事に伴って同時にやるべきだというふうに思うわけですが、その部分も検討なされて結果ができなかったということですが子どもたちの実情、思いを確認する必要性があります。したがって早急に対応するために実情を調査する、意見を聞く、聞き取り調査をする等の対策も必要かと思えます。特に付属施設であります屋内体育館等のトイレは置き去りに

されやすいと思われませんが、子どもたちにとって何より重要な施設トイレであります。付属施設のトイレも含めて速やかに検討し対応されたいことを強く望みまして、次の質問に移らせていただきます。

次に身延町小中学校等入学祝金の支給時期についてお伺いします。

入学祝金の支給時期については、3月定例会予算審議の討論の中で同僚議員が発言をされておりましたが、私も当然、入学祝金は入学前の早い時期に支給されることを保護者ともども強く望むところでございます。

支給時期を入学前としても入学祝金全体金額は変わらないと思われまます。したがって他の事業に支障を及ぼすものではないはずでございます。また教育委員会告示第4号によりますと入学祝金支給要綱第1条では入学時における経済的負担を軽減するためとしております。入学時と定めているところでもあります。また文部科学省におきましては経済状況の厳しい要保護世帯を対象とした学用品代などの国庫補助金が入学後の支給でありましたが、この規則を入学予定者に改めまして2018年春、来春から入学する子どもに入学前支給が決定されたところでもあります。

本町におきましても入学祝金支給要綱が一部を改正し入学前に支給することが、その価値観は大幅に増幅するとともに保護者の願いに寄り添う施策が実行されることとなります。2018年春の入学者から入学前支給に向けた取り組みについて、教育長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（野島俊博君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えをいたします。

身延町小中学校等入学祝金支給要綱では、支給対象者を当該年度の4月1日において身延町に住所を有し小中学校等に1年生として入学する児童、または生徒を養育をしている保護者ということが定めております。したがって住所要件を満たすことが確定をいたします4月1日以降に該当する保護者からの申請行為が必要となり、必然的に入学祝金のお支払いも4月以降となっております現状でございます。

本事業につきましては、教育費にかかる保護者負担の軽減を図り子育て支援を推進することを目的とした本町独自の施策でございます。したがって事業の効果をより高めるための見直しにつきましては、身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略を進める上におきましても有効なことだと考えております。

今後、庁内において関係課とも横断的に検討をいたしまして、ご質問にありましたように平成30年度入学予定者を対象として実際の入学準備を行う期間での受け取りが可能となるよう今後、要綱の見直しを含めて具体的に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野島俊博君）

深澤勝君。

○13番議員（深澤勝君）

要保護世帯も国の施策として入学後の補助金の支給であった規則を入学予定者に改めての入学前の支給に国としても対応をされているということからぜひとも来年春、入学する児童生徒

から適用される方法で保護者の切なる願いを叶えてやっていただきたい、ご努力をいただくとともに期待をいたしまして次の質問に移ります。

私の最後の質問であります。身延町なかとみ現代工芸美術館の運営について伺います。

当美術館は平成10年5月にオープンされ、本年5月で開館から丸19年が経過をいたしました。この間、陶磁器、漆、染色、またガラスや金属等、多彩な材料と技法を駆使した現代美術の作品展として企画展を中心とした運営に努力をなされてきたところであります。しかしながら、残念ながら来館者は年々減少している傾向かと思われま。

なお、当美術館設置条例によると美術に関する町民の知識および教養の向上を図り、町民文化の発展に寄与することとしておりますが開館から19年が経過した今、果たして町民の多くの皆さまが現に美術の知識や教養の向上を求めているのかどうか、疑問を感じる昨今でもあります。町民への知識の向上のための教育的施設とはいえ、費用対効果も当然心配されるところであります。

したがって、参考までにここ3年間、25年、26年、27年度の各年度ごとの光熱水費から各種経費、人件費も含めた総支出金額と使用料や雑収入等、各年度の総収入金額を担当課長にお尋ねいたします。

○議長（野島俊博君）

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

ご質問の年度ごとの歳入および歳出総額について、現代工芸美術館運営費の決算をもとにお答えいたします。なお、金額は千円単位とさせていただきます。

平成25年度の歳出総額は2,383万9千円。入館料等自主財源の歳入額は82万3千円です。平成26年度の歳出総額は2,479万2千円。自主財源の歳入額は101万7千円。平成27年度の歳出総額は2,770万6千円。自主財源の歳入額は141万8千円となっております。3カ年の総額は歳出7,633万7千円。歳入325万8千円となります。また3カ年の平均は歳出額2,544万6千円。歳入額は108万6千円となります。

以上です。

○議長（野島俊博君）

深澤勝君。

○13番議員（深澤勝君）

参考までにこの3年間の収支の状況を示していただきました。3年間を合計すると歳出が約7,630万円、歳入が約320万円であり、町が補てんしている金額は3年間で約7,300万円、各年度とも多額の町の財源を投入している現状が明らかであります。このままの運営方針では維持管理が滞るのではないかと危惧するところでもあります。管理運営方針を新たな視点で検討する段階ではないかと思われま。

なお、昨年8月8日付けで町議会議長宛てに提出されました教育委員会の事務の管理および執行の点検・評価に関する報告書によると、美術館の室内デザインや構造上、利用可能な空間・箇所が点在しているため、有効活用に向け検討をすべきであるとの指摘、また施設設備の維持管理、修繕費等、経年劣化による多額の費用が今後発生するとしております。したがって、美術品の展示は当然かと思いますが、地域の産業と密着した美術工芸品等の展示および販売等への門戸を開き、町に活力を生み出す斬新的な利活用について開館20周年を節目とし

て思い切った勇気ある検討をすべきと思われま。これらの取り組みについてのお考えを教育長にお尋ねいたします。

○議長（野島俊博君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えをいたします。

まず管理運営方針を検討するというようなご指摘もあったわけですが昨年の9月定例会、決算審査特別委員会におきまして、町民の利用者が少なく費用対効果の面からこれまでとは違う新たな視点からの運営の転換が必要である、このような意見も頂戴をしているところでございます。その際に教育委員会といたしましては今後、調査・研究を進め議論を深めると、このようなお答えをさせていただいたところであります。

この件につきまして、現在の取り組み状況について、まず担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（野島俊博君）

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

それでは現時点での管理運営方針の検討状況についてお答えいたします。

まず近年の入館者の状況を見ますと、必ずしも展示会の内容が魅力あるものとは感じていただけないとの結果を示しております。平成28年度の展示会開催については企画の段階において、より多くの皆さまに美術館に足を運んでいただくことを念頭に「鋼に打ち込む刀匠の心」と題して、これまで扱わなかったジャンルである刀剣展を開催いたしました。これは開館10周年記念展として行われた版画の鬼才 棟方志功作品展の入館者を上回る皆さまに会場にいただきました。

3月の春の美術館まつりでは地元西嶋和紙を使用した印画紙、オオムラサキにプリントしたオオムラサキ写真展を開催しましたが多くの皆さまに観覧していただきました。

また本町にゆかりのある旧中富町伊沼出身の書家 望月翠山先生による甲骨文字展には町内の関係者に運搬・展示にご協力をいただき、町民の皆さまにも足を運んでいただきました。

平成29年度には「加賀百万石芸術の古都 金沢」をテーマに日本画、工芸作品展を開催する中で運搬経費の節減、長期にわたっての借入れを実現し年間開催回数も4回を3回に減ずるとともに昨年度から館長報酬も見直しており、歳出抑制に取り組んでいます。

9月の決算審査特別委員会で付された意見に対しましては、県内の公立美術館を対象として運営方法等についてのアンケートを実施し回答の協力をいただいております。

今後これらを参考に当美術館をどのように運営していくべきか、また企画に工夫する等、研究を進め、これまで以上に多くの皆さまに会場にいただけるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今、担当課長から取り組んでいる状況等を説明させていただきました。ご質問の考えをとい

うこととございますので続けさせていただきます。

開館20周年を迎えるという時期にきております。平成30年度においては、記念事業といたしまして仮称ですが生誕300年 木喰展を特別展として開催すべく議会、また関係の皆さまのご理解とご協力を得る中で本年度から実施に向けて準備を進めているところであります。

議員さんご質問でございました斬新的な利活用というなお話もございましたが、これを考えるときには平成27年度に策定をされた地方創生総合戦略の策定段階におきまして、策定委員、それから議員の皆さま、また職員、プロジェクトチームによる戦略構想の中に和紙の里および現代工芸美術館に対しての皆さま方からの思いが記述をされていまして、この中からいくつか参考に紹介をさせていただきます。

広く町民や町外の人たちが作品等を気軽に展示する場所にする。次に町民がくつろいだり、自由に利用できるスペースとして提供をする。このようないくつかの点が掲げられておりました。これらの具現化のためには現状の分析、また調査・研究を十分に行い、当然のことではありますが町民の皆さまの声を聞くなど相応の時間が必要と思われれます。

教育委員会としては、設置の目的を勘案しつつも美術館を今後の町の活性化にどのようにつなげていくのかを慎重に検討をしてみたいと考えます。場合によっては思い切った判断をしなければならない場面もあろうかと思いますが、いずれにしても町民の皆さまに親しみを持っていただける施設となるように、これからも心がけていく所存ですのでご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（野島俊博君）

深澤勝君。

○13番議員（深澤勝君）

運営方針についてさまざま検討、努力をされているところでございますが28年、29年の決算が楽しみというか、期待をするところでございます。

開館20周年の記念事業として特別展の開催、それから地方創生総合戦略構想等、何点か紹介がなされましたが、私は先ほど申し上げたとおり3年間で7,300万円もの町の財源を投入している状況から運営方針をどう改めるべきか、スピードを持った対策が望まれるところであります。

美術に対する町民の知識、教養の向上等を目的として開館19年が経過した中で地域活性化につながるような、思い切って設置条例の見直しも含め専門的知識人も交えたプロジェクトチームによる検討が必要かと思えます。当然、改革の目標年次も定める中で町民の皆さんが求めている施設づくりに早急に取り組みされることを強く望みまして私の質問を終わります。

○議長（野島俊博君）

深澤勝君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は9時50分とします。

休憩 午前 9時34分

再開 午前 9時50分

○議長（野島俊博君）

それでは再開します。

次は通告の2番、芦澤健拓君の一般質問を行います。

芦澤健拓君の質問を許します。

登壇してください。

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

通告に従って質問を行います。

下部温泉会館について、いくつか質問したいと思います。

下部温泉会館を毎週利用しているという70代の女性に飯富病院でお会いしたところ、トイレを洋式にしてほしいので町にお願いしてほしいという要望がありました。その女性は70代半ばですが、トイレが和式ばかりで足腰の弱い私たちには大変使いにくいのでなんとか洋式トイレにしてもらえないかということでした。たしかに足腰が弱っている高齢者には和式トイレの使用は大変です。温泉会館には障害者用のトイレが1基ありますけども、一般用の洋式トイレはありません。温泉会館は昭和31年に下部温泉が国民保養温泉地に指定されたことから翌年、下部温泉館という名前で建設され、昭和60年に改築されて下部温泉会館という名称に変更されました。温泉会館の2階には舞台付きの広間があり、地下1階には温泉加熱用のボイラーとお湯を送るためのポンプなどの機械室があります。その機械室の床下に高温源泉を引いてくるお湯を貯めておくための貯水槽があり、そのお湯をボイラーで温めて浴槽に送るという仕組みになっています。

現在3名の女性が交代で、毎日2名ずつで接客はもちろん施設・設備一切の管理を行っております。商工会が指定管理者に委託されておりますけども、商工会からは毎週1日だけ職員が派遣されてきて、いろいろな事務を処理するという形になっております。

下部温泉会館条例の第1条には町民の健康と福祉の増進を図るとともに町の活性化に資するための施設として下部温泉会館を設置するとあり、下部町時代の条例にも下部町は住民の福祉増進と下部温泉利用人口の増加を図るため下部温泉会館を設置しとあり、いずれも町民の福祉増進と町の活性化、利用人口の増加を謳っております。最近はいわゆる立ち寄り湯を利用できる旅館、ホテルが少なくなり温泉会館を利用する人が以前よりも増加しているというふうに推察されます。

先日、長野のお客さんから男性用のお風呂のシャワーが壊れていたため抗議を受け、佐藤観光課長が対応していただいたということを聞いておりますけども、その経緯を簡単にご説明いただけますでしょうか。

○議長（野島俊博君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

私が対応した長野県の方の苦情につきましては、シャワーの出が悪いということが発端でございます。ご本人も中学まで山梨県大月市猿橋に在住されていたため、山梨県には深い思い入れがあり、何かにつけ山梨県に足を運んでこられるようです。縁があって下部温泉に10年以上通ってこられ、下部温泉のお湯をポリタンクに汲んで持ち帰り友人に配り、健康維持のため

に飲まれていらっしゃるそうです。

苦情の対応につきましては、分湯槽の清掃に合わせまして5月23日、24日の2日間、お湯を止めまして、その折に設備の点検をする旨、お伝えいたしました。誠意を持ってお詫び申し上げるとともに対応したためにご納得いただけたようでございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ありがとうございました。質問の要旨の中には入っておりませんでしたけども、直接対応されたことで経験をお話いただきました。

築32年ということで施設や機械設備なども大変老朽化しておりまして管理が大変だと聞いております。トイレの改修、浴槽の拡張など改修も望まれておりますけども近い将来、建物や施設の改修を行う予定はあるでしょうか。指定管理者である商工会からはなんらかの要望、相談等はあがってきていないでしょうか。まち・ひと・しごと創生事業の一環に下部温泉の魅力アップ事業というものがアクションプランにも取り上げられております。下部温泉会館の魅力アップを図って観光客の増加につなげていただきたいと思います。財政的に非常に厳しい状況であることは理解しておりますけども、下部温泉の活性化を願っての佐野實地域振興資金というものの活用等も含めて検討していただきたいと思いますけども、この点について町長のお考えをお聞きします。

○議長（野島俊博君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

下部温泉会館につきましては、総合戦略の下部温泉郷の魅力アップ事業といたしまして地元と協議する中で今後のあり方も含めまして方向性を定めてまいりたいと考えております。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

昨日の町長の開会時のごあいさつの中にも下部温泉郷という看板の話が出ておりました。私は下部温泉郷という看板を直してもらうことは、それほど下部温泉の活性化に資するものはないんじゃないかということで以前もそういう質問をさせていただきましたけども、今、下部温泉郷と言えるような状況ではないというのが現状であると思います。非常に残念なことでありますけども、実際の状況は下部温泉郷というふうな名前と呼べるような状況にないということをご理解しておいていただきたいと思います。

それから下部温泉の下部という名前が付いているのは、下部ホテルと下部温泉会館だけなんですよね。その点も考えて下部温泉会館をもうちょっと立派なものにさせていただいて魅力アップを図っていただきたい、それが私の希望であります。

次に町長には何回かお話したことがありますけども、役場のトイレも和式が多く特に2階のトイレは狭くて、他の市町村からの行政視察のお客さまを迎えたときなどにちょっと恥ずかしい思いをした経験があります。洋式にすれば男子トイレは大小両用に使えるということで便利

でありますし、同僚議員が学校のトイレについて先ほど質問しておりましたけれども、観光振興を標ぼうしている身延町では役場、学校だけでなく観光客や参拝客が利用する場所のトイレにはそれ相当の配慮が必要であると思います。

先日、町民から聞いたところによりますと町の施設ではありませんけれども、道の駅ということで謳っているクラフトパークのトイレが、今日たまたま水曜日なんですけども水曜日が休園のためトイレが施錠されておりまして、職員が1人もいなかったということでお客さまたちが困っていたということを知りました。この点はお調べいただければ分かると思うんですけども、観光バスで来る人たちは大体トイレを目的に来るわけですから、この点もなんらかの改善が必要であると思います。トイレの改修を含めて、ただいまの点について町長のお考えをお聞きします。

○議長（野島俊博君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えします。

この件につきましては、既に町長の命を受け公共施設のトイレの状況につきまして現在、調査中でございます。

なお、早ければ今年度中にも改修を行っていく予定で計画を進めております。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ぜひこれは観光の身延ということで進めていただきたいと思います。

最近、各地で公共の湯として利用されている施設が大変多くなっています。かじかの湯、まほらの湯、つむぎの湯、南部の湯、門野の湯、早川町には草塩温泉湯島の湯、奈良田の里温泉女帝の湯、ヘルシー美里などいろんな公共の湯がございます。下部温泉会館は公共の湯という位置付けにはなっておりませんが、今後もう少し先ほど申し上げましたように手を入れていただいて、おおぜいのお客さまに来ていただく、そのことが下部温泉郷の復活にもつながるのではないかとこのように考えますので、ぜひともお願いしたいと思います。

鳴沢村のゆらりの湯というのは富士観光開発というところが経営していますが、入浴料は平日1,300円、土日祝1,500円というちょっと高価に思われますけども、高いなという感じを抱かせないところが、非常にサービスが充実しておりまして多くの外国人の方もおおぜい利用しておりました。みたまの湯とか奥山温泉、そういうところも結構、連休なんかにはおおぜいのお客さまが見えているようです。特に奥山温泉は静岡に近いので静岡方面からのお客さまも来ているということでございます。

公共の湯ではないところもありますけども、下部温泉会館も少し金をかけて金の取れる施設に変えて観光客にアピールすることで、まち・ひと・しごと総合戦略の一環としても有効ではないかと思っておりますので、今後この戦略の責任者になる予定であるという瀧本副町長にお聞きします。どのようにお考えでしょうか。

○議長（野島俊博君）

瀧本副町長。

○副町長（瀧本勝彦君）

お答えいたします。

芦澤議員が申されているように身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして観光資源の魅力アップと環境整備による観光産業の拡大が位置付けられており、その施策として下部温泉の魅力アップがございます。下部温泉会館を活用した同施策の推進につきましては、今後のあり方も含めまして地域の方々と協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ぜひ全力で取り組んでいただきたいと思います。

次にまち・ひと・しごと創生総合戦略について、いくつかお聞きします。

地方創生総合戦略は、アベノミクスが地方に浸透しなかったということを補うために第2次安倍内閣で始められた政策であると私は理解しています。地方創生推進交付金、地方創生加速化交付金などという新型交付金を設けて、まるで目の前にエサをぶら下げて地方自治体に交付金分捕り合戦をさせるというような方策で、あまり上等なものではない政策だと私は考えております。

たしか一番はじめは地域消費喚起・生活支援型事業というものでプレミアム付き商品券を発行させるというような、いわゆるばらまき型の典型的な方法でありました。本町では地方創生総合戦略策定担当者として現町長を県から招聘し、その後、副町長は町長に就任したわけでございますけれども、副町長時代にまとめたまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施項目にはどんなものがあったのか、確認のためにお聞きいたします。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

この質問につきましては、政策室長がお答えいたします。

○議長（野島俊博君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

お答えいたします。

総合戦略は国のまち・ひと・しごと総合戦略の基本的考え方や基本方針に基づき、本町の人口減少の克服とまち・ひと・しごとの好循環の確立を目指し、中期的な基本目標と具体的な施策を作成し、計画期間は平成27年度から平成31年度までの5カ年としております。

ご質問の総合戦略の策定項目は基本目標1として地域に根ざした雇用の創出、基本目標2として町を元気にできる人材の育成、基本目標3として人の流れをつくり移住定住の促進、基本目標4として結婚・出産・子育て環境の充実、基本目標5として特色ある持続可能な地域社会の形成の5つの基本目標により作成されております。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

そうなんですよね。そうなんですよねというのもおかしいですけども、私この総合戦略の策定会議の委員の一員としていろんな話を聞いてまいりました。はじめに総合戦略につきましてはシンクタンクである山梨総合研究所が行ったアンケートに基づいて、彼らが主体になって取りまとめたものであると私はそういうふうと考えておりまして、町独自の考えに基づいて策定したものとは言えないんじゃないかというふうに思います。それだけではなくて、町の総合計画も山梨総研が策定したもので同じような疑問がございます。

先日、身延地区で行われました町民と議員との懇談会の席上、それぞれの戦略項目の検証はどのようになっているのかという質問があり、昨年5月16日に検証委員会が行われて重要業績評価指標、KPIに基づいて検証し平成27年度に実施した地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業調書によって実施費用の金額で検証がなされたことを総合戦略策定会議委員であり、検証委員会の委員でもあった私が答弁させていただきました。私とこの2月に急逝した松浦君が議会選出の総合戦略策定委員となっておりますけれども、同じ2人が検証委員会の委員にも委嘱されるということで、自分たちが策定した事業について自分たちで検証するということが本当にいいのかという疑問が私にはありました。これについて町長はどのようにお考えなのか、お聞きします。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

この質問に対しましても担当の政策室長がお答えをいたします。

○議長（野島俊博君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

お答えいたします。

検証委員会は20名の委員で構成されまして、委員の構成にあたりましては芦澤議員が申されたとおり総合戦略策定委員の皆さんに委嘱させていただきました。また総合戦略にかかる施策の進捗状況につきましては、その事業ごとにKPIを設定し検証委員会において検証するものとしております。

総合戦略策定委員の委員構成にあたっては、町議会をはじめ町内のさまざまな分野において精通しておられる方、ならびに学識経験者の方を委嘱し身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定していただいた経緯から同計画に基づいた検証にも携わっていただくことが最適であると判断いたしました。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今、お答えのとおり町長はお考えというふうに理解してよろしいですね。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

計画策定時に委員の皆さんが描いていた目標と実際にどういう結果となったか検証いただくのが最も適していると私も同じように考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

数字的なものだけで判断するというのはちょっと私には疑問なんですけれども、実際にこの身延町総合戦略の関係ではしだれ桜の里づくり、あけぼの大豆の6次産業化、みのぶ自然の里という事業が三本柱ようになっておりますけれども、みのぶ自然の里についていくつかお聞きしたいと思います。

ここに平成28年度に実施する身延町総合戦略関係の主な事業についてお知らせしますという文書があります。この文書の中にみのぶ自然の里という項目はどこにも見当たりません。それからこちらのアクションプランの中にもみのぶ自然の里という項目はまったく見当たりません。身延町総合戦略、まち・ひと・しごと創生総合戦略ということで戦略策定会議の中でもこのことについて話し合った覚えは私はまったくありません。

当初指摘しましたように、なかとみ青少年自然の里が県から無償譲渡されたことから元県職員であった前町長と新町長の連携プレーによって生み出されたものではないかということが私の中にはあります。総合戦略策定会議では一度も審議されたものでなかったということを確認して次の質問に入ります。

みのぶ自然の里構想というのは、まったく私たちの視野に入っていなかったので突然、昨年9月議会で私たちの目の前に出された自然の里の改修工事实施設計業務委託324万円という補正予算が出たときに非常に驚きました。多くの議員が疑問を持って、この予算は修正されることになりましたけども、次の12月議会ではこの補正予算に賛成する議員が多くなりまして、たしか6対5という僅差で可決されたと記憶しております。

賛成にまわった議員の主張は、町長と職員が一生懸命にやろうという前向きな姿勢で一致しており、今、何かしなければならぬという思いを共有できるからだという私にしてみれば非常に消極的なものであると思いました。

予定していた地方創生拠点整備交付金の交付が遅れてしまったため、計画に大きな狂いが生じました。当初この施設の運営はNPO法人 身延観光センターを指定管理者として委託するという方針でした。交付金の交付が遅れるという事態となり、当初の予定どおりに事業が推進できるのかという疑問がございます。スタートがずれ込んだだけで当初のスケジュールどおりに進める予定なのか、この点についてお聞きします。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

スケジュールについてはこのあと観光課長がお答えしますけども、その前段の一度も議論されていなかったということに対して、ちょっと私の考えを述べさせていただいてよろしいでしょうか。

まず平成28年2月版のアクションプランに掲載されていないということですけども、まず

アクションプランについてご理解いただきたいと思いますが、平成28年2月版のアクションプランは前年12月に策定しました総合戦略をもとに作成されたということをご存じだと思います。その際にも申し上げましたが、アクションプランは毎年度見直されるものでその2月版に掲載した事業や事業費は当初予算編成の中で28年度に実施予定としたものや今後の事業の方向性やスケジュールが定まっている施策を掲載しており、すべての施策を掲載しているわけではありません。その時点ではみのぶ自然の里は、先ほども議員さんおっしゃっていましたが、県からの譲渡も正式決定されておりませんでしたので事業の方向性やスケジュールも定まっておらず、もちろん掲載はしてありませんでした。また総合戦略策定委員会で一度も議論、審議されていないとお言葉ですが、委員会では5年間の進むべき方向性を審議していただいております、すべての具体的な施策まで審議していただいたわけではありません。具体的に実施する施策等につきましては、執行部から議会への事業予算計上の中でご審議していただくものと考えております。みのぶ自然の里はすでに幾度か事業説明をさせていただきました、昨年12月定例会で実施設計業務委託費を、また本年5月11日の第3回臨時会で改修工事費等を補正予算でご議決いただいたところであります。

よって、正式に議会の議決をいただいておりますので、総合戦略の事業として認められたものと認識しております。

なお、本施策ですがアクションプランでは基本目標1、地域に根ざした雇用の創出、観光資源の魅力アップと環境整備による観光産業の拡大、ニューツーリズムなど新たな観光の推進に位置付けられており、本町の豊かな自然と歴史文化、多様な地域資源を生かし体験型、交流型の要素を取り入れた旅行を企画することで、多様化する旅行者のニーズに即した観光を提供することにより地域の活性化を図るとしております。しっかり対応してまいりたいと考えていますのでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今の話を聞いても私には納得がいけないんですけれども、要するにちょうど去年の9月というのは、前町長から新町長への引き継ぎが行われた議会だったわけですね。ということはこの9月の補正予算というものは、前町長の最後の補正予算でありました。それで、それまで総合戦略の責任者としてやってこられた副町長がその後、これを引き継いでこられたわけですが、みのぶ自然の里事業につきましては町民の皆さんから大変いろんな疑問が出されました。先日の町民と議員との懇談会でも下部地区では町民負担が増えることが明らかな事業は早い時期にやめるほうがよいというような意見が出され、身延地区でもあんな場所に宿泊施設を造って誰が利用するのか、やめたほうがよいのではないかという意見が出されました。下部ではもっと強烈にもし、これが失敗したらその責任は誰が取るのか、町長が取るのか、賛成した議員が取るのか、そういうことまで言われました。実際、南アルプスの完熟農園の問題につきましても大変いろんな問題が出て、結局、今、その責任を誰に取ってもらうのかということが非常に問題になっています。そういうふうな多くの町民がこういう疑問や不安を感じているこの事業をこれ以上進めてもいいのかというのが私だけではなかったということが分かって、大変私としても納得のいく話し合いでしたけれども、現状で指定管理者に名乗りをあげてくれるよ

うな業者なり、公共の機関、NPOなりがあるとお考えでしょうか。もし指定管理者が見つからなかった場合、町がこの事業をやっていくというお考えなのか、併せてお聞きいたします。

○議長（野島俊博君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

みのぶ自然の里の指定管理の募集につきましては6月2日、金曜日から6月12日、月曜日までの期間となっております。現段階におきまして、みのぶ自然の里事業につきましては町の直営は想定しておりません。町といたしましては、指定管理者の募集期間の間に応募されることを期待しております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。今後のスケジュールということに対して、まだ回答をいただいていないと思うんだけども。これについていいですか。佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

今後のスケジュールにつきまして、お答えをさせていただきます。

当初、7月オープンを計画しておりましたが、交付金の採択が遅れまして去る3月議会では4月に交付金が決定すれば9月ごろオープン、翌年4月からグラウンドオープンということを考えているという旨のご回答をしたところです。

しかしながら、国の交付決定が5月末となったことから事業の着手が6月からとなり、現段階におきましては、秋ごろのできるだけ早い段階にオープンしたいと考えております。年が明けた4月までは旅行の閑散期でございますので、職員のスキルアップの研修の期間と考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今のスケジュールですけど、これだんだん先延ばしということになってしまうと思うんですけども、指定管理者の応募者があるのではないかとというか、もちろん希望しているんですけども、実際、可能性としてはどうなんでしょうか、その点について。

○議長（野島俊博君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

先ほどお答えさせていただきましたが、町としては直営は想定しておりません。指定管理者の募集期間中に応募されることを期待しております。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

もちろんそうでしょうけども、もしその応募してくれる人がいなければどうするのかということを知っているんです。その場合はもうこの自然の里計画はすべて終わりにするのか、ある

いは指定管理者がないからということで町でなんとかしようというふうに考えているのか、議員の中には町がすべて、町の職員が全員で力を合わせてやっていくという思いがあるから、この自然の里構想に賛成したという議員が多いわけです。その点を含めてお答えください。

○議長（野島俊博君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えします。

現段階におきまして、募集期間中に5日ほど経過しましたが応募の書類を持ちに来られた団体が1件ございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

それがどこかよく分かりませんが、そこがもし駄目だった場合のことを聞いているわけです。私は先ほどちょっと申し上げましたように明らかに町民負担が増えるという、こういう事業を今ここでやめることのほうがいいのではないかなど。この交付金が遅れるということが分かったときに町長が冗談めかして、やめるなんて言わないでくださいねなんていうことを言いましたけども、むしろそのほうが町にとってはいいのではないかなど。昨日ちょっと現地調査で本栖湖のキャンプ場を視察したわけですけども、本栖湖のキャンプ場ももう少し手入れをすれば、先ほどの下部温泉会館と同じように大変有用な施設になるのではないかなどというふうに思われます。そういうことを含めまして、このみのび自然の里事業を、そういうほかの、この予算をほかの事業に振り分けたほうが私は町のためには非常に有用ではないかなどと思いますので今こういう話をしているわけです。

総理府から交付金の支給条件として、新たに食堂事業をするようにということが付け加えられたということで、地元食材の提供、新メニューの開発などを含む食堂事業を追加したということですけども、実際、その地元食材の提供というのが可能なかどうか私は非常に疑問があります。以前、学校給食に地元食材をというふうな話も出ましたが、これは供給が非常に難しいということで、おそらくこの問題も供給の問題と、それから価格の問題と両面あると思いますけども地元食材の提供が実際に可能なかどうか、それから新メニューの開発も可能なかどうか、今の時点でなんらかの計画があるかどうか、その点について併せてお聞きしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えします。

町の食材を使った料理を提供したらどうかということでございますが、町としましても町の食材を使った料理の提供を考えております。現在、町では特産のあけぼの大豆の6次産業化を進めております。したがって、あけぼの大豆を使用したメニューは提供できるようにしたいと考えております。また食材につきましても地元の農家で作ったものを提供できるようにしたいと考えております。近隣の区長さんには食材の提供を相談いたしましたところ、われわれ

が作付けした作物を使っただけなのであれば張り合いで作れる、場合によっては希望する作物を作付けすることも考えられるという、ご協力いただけるお話をいただきました。メニュー等につきましては今後、関係者の皆さんや専門家の意見を聞きながら決めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

地元食材の提供、供給が可能なのかどうかということは、では可能であるというふうにお考えなんですね。

○議長（野島俊博君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

先ほど申しましたように近隣の区長さんに相談いたしましたところ、われわれが作る食材を使っただけだと。そうであれば張り合いで作れるというお答えをいただきましたので、そのようにしていきたいと考えております。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

それはだから具体的に何をどれほどとかということは、非常に重要な問題だと思います。もちろんお客さんがおおぜい来てくれることが一番望ましいことで、例えば30人なり50人なり、あるいは100人なりがあそこに宿泊するということになったときに果たしてそういうことが可能なかどうか、そこまできちんと計算した上で今の話を進めていきたいというふうに思います。

それから食事についてですけども当初、宿泊費は3千円から3,500円、食事代は朝食800円、昼食1千円、夕食1,500円にするという計画でありましたけども、この食事代と宿泊費を合わせて1泊2食で5,300円から5,800円ということで非常に低い価格、低価格ですよ。これは下部温泉や身延山の宿坊と比較して大変安いように感じられますけども、これでは下部温泉や宿坊の営業の妨げになるように感じられますので、観光の振興にはつながらないんじゃないか、逆に妨げになるんじゃないかなという気がするんですが、この価格設定はインバウンドの観光客をターゲットにしていることなのか、あるいは普通の宿泊客をターゲットにしていることなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

お客さまにつきましては日本人、外国人、男女、年齢等にとらわれることなく広く受け入れる施設として運営してまいりたいと考えております。身延山や下部温泉郷と競合しない客層を想定しております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

競合しない客層というのはどういう客層なのかよく分かりませんが、これ始まったらたぶんそういうことが出てくると思います。ただ、当然、もし下部温泉や身延山の観光を優先して考えるとすれば、私はこの非常に安い価格設定は今後問題になるのではないかなということでお聞きしました。

それから観光情報の発信基地ということで情報発信に関わる職員を当然、雇用しなければいけないというふうに思いますけれども、豊富の道の駅の開設のときには1人の職員を1年間研修に行かせて観光専門職員として育ててから道の駅を開設したそうです。豊富の道の駅は年間売り上げ1億円ということで有名になりました。もしも、みのぶ自然の里を町が経営することになってもなったらということを見ると、本当に専門職員が必要になってくるのではないかなと思います。

最近、就職先としてユーチューバーを目指すというような若者も多いようでございますけれども、観光情報を発信する、これ当然インターネットによって発信することになると思うんですけども、その点についてそういう専門職を何人か雇用すると、そういうふうにお考えなのでしょうか。

○議長（野島俊博君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えします。

観光情報を発信する職員といたしましては、町の観光情報を把握しているとともに情報をリアルタイムで幅広く収集し発信できる体制が取れ、ホームページ等が操作できれば対応できると思っております。専門職員としての募集は考えておりませんが、施設の設置者として指定管理者と連携する中で適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ちょっと甘いのではないですかね。きちんとしたやっぱり専門職を考えたほうが良いと思いますよ。ホームページができればいいとかそういうふうなことではなくて、本当に世界中の人をこのみのぶ自然の里に、あるいは身延町に呼び寄せるようなそういうふうなものが、そういうふうな専門的な知識を持った職員を考えていくほうが良いと思いますので、その点についても十分にお考えいただきたいと思います。

最後にもう一本の柱であります、あけぼの大豆の6次産業化についてお聞きします。

この事業につきましては、旧原小学校の空き校舎を拠点施設として進めるということになっておりますけれども、現在の状況がどのようになっているのか、それからこの6次産業化についてはあけぼの大豆の増産というのが急務であると思っておりますけれども、具体的な目標数量はどのくらいで、どのような方法で増産を図っていく計画なのか、この2点についてお聞きしたいと思っております。

○議長（野島俊博君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

すでに町長の行政報告で報告したとおり、あけぼの大豆を身延町の特産と位置付け、さらなるブランド化を推進するために統廃合により空き校舎となった原小学校を利活用し国の地方創生推進交付金、中山間地域所得向上支援対策補助金や県のやまなし農業・農村総合支援事業補助金を活用して、あけぼの大豆拠点施設として現在、整備を進めております。校舎と体育館の空きスペースに作業所および倉庫の新設、また校舎内部を改修して加工施設とし、いずれも竣工は今年8月下旬を目標としております。本年度の枝豆収穫時期には本格稼働する予定となっております。加工施設につきましては1階の4部屋を改修予定となっており、枝豆の規格外品、いわゆるはね出しを扱う加工所を1部屋、今年度稼働させ、その他3部屋につきましては大豆の加工品を扱う部屋となりますが、そのうちの1部屋を12月以降、水煮、煮豆等の惣菜類の加工品を開発検討を予定しております。残りの2部屋につきましては来年度以降、出荷量に応じ検討していきたいと考えております。いずれの加工品もまず地産地消、それから観光客をメインに販路を拡大していきたいと考えております。

あけぼの大豆の平成28年度の出荷量は推定で約21トンですが、これを平成31年度には約27トンの出荷を目指しております。具体的な方法といたしまして、曙地区での良質な種子の安定生産、安定供給。圃場整備も含めた耕作放棄地を解消し作付け面積の拡大を図る。あけぼの大豆振興協議会を中心にあけぼの大豆の品質の統一やブランド化を進め、商品ニーズをさらに高める。以上3本を大きな柱として今後取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

私が心配しているのはその目標数量と、それをどういうふうにして増産していくのかということなので、今のような話ですと実際にどのくらいの広さの畑でどのくらいの量を作ればいいのかというのはいまいよく分からないというふうな気がいたします。この点についてはよく検討していただいて、私たちに納得がいくような説明ができるように進めていただきたいと思います。特に議会に対してはそういう細かい説明までもきちんとしていただけるように希望しておきます。

最後にこれちょっと余談なんですけども、下部温泉という名称と信玄公のかくし湯の由来ということについてちょっと説明させていただきます。

昭和56年に編纂されました下部町史という記録があります。これによりますと西暦1世紀ごろのヤマトタケルノミコトの父親である景行天皇という人の時代に塩海足尼という人が甲斐の国造、今の県知事に当たるような行政のトップに任命されたと。その塩海足尼が甲斐の国を巡察したときに五老峰のふもとに噴出する温泉を発見し、塩海足尼は大変喜んで自分の名前から塩海の湯と名付けたそうです。

その後、西暦9世紀には甲斐の国主、藤原貞雄の次男、修理太夫正信が病気快癒祈願のために紀州熊野本宮に祈願した帰り道にこの塩海の湯に入浴したところ、3日で疥癬というダニによる皮膚病が治ったそうです。その折に夢に熊野権現が表れまして、この地にわれを奉るべし

というふうなお告げがあったことから熊野権現が、熊野神社のはじまりになったと。そのときに藤原貞雄が地名を塩海から下部に改めたといわれています。これは塩海から下部というのちょっと、どういうことでこういうふうになったのかということについては特に細かい記載はございませんけども、この下部町史を編纂したときに下部町歴史研究会というのがありまして、その人たちがいろんな古文書を調べてこういうことを発見したということでございます。

それから信玄公のかくし湯ということの由来につきましては16世紀の戦国時代、武田信玄の馬奉行を務めた佐野新左衛門尉政隆という者が上田ヶ原の戦いでケガをして下部温泉に入浴したところキズが治ったと。その後、信玄公も合戦で負傷してこの温泉でケガを治したということから家来の穴山梅雪に熊野神社の神殿や風呂場の修理を命じた。このことから信玄公のかくし湯と呼ばれるようになったということでございます。

余計な話ですけども、こういう、私も下部温泉の、下部がどうしてそういう名前になったのかということについて非常に昔から関心がございましたけども、今回、下部温泉会館を調べるにあたりまして、下部町史を見てそういうことを発見いたしましたので皆さまにご披露いたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君の一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は10時55分とします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時55分

○議長（野島俊博君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

次は通告の3番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は3点について質問をしたいと思います。

まず1点目です。下山小学校の一斉下校についてということで質問をいたします。

この質問はこの3月の第1回定例会の中でもこの質問をしたんですけども、一斉下校をしている間、バスを持っている間の子どもたちの安全、それがどういうふうに担保されるかということで質問をしました。その中でやっぱり今、先生たちとても忙しい中で本当に子どもたちを見ていられるのかということで質問をしたんですけども、5月17日に4時ごろ校庭で遊んでいて、ジャングルジムに頭をぶつけて男の子がケガをして救急車を呼んだということで頭を2針縫うケガをしたということで、5月18日、その次の日ですね、朝に保護者からそういうお話を伺って、どうなっているということで聞かれたんですけども、私も分からなかったものですから教育委員会に問い合わせをしました。そうしたら教育委員会でもその話を聞いていなかったということで、下山小学校に連絡を取ってくれて私のほうに連絡をしてくれたんです

けども、それがお昼すぎになっても連絡が来なかったものですから、私も聞いてきた方に返さなければいけないということで、12時半ごろ先ほどの件はどうなっていますかという話をしたんですけれども、学校のほうから教育委員会に報告がなくて、教育委員会のほうから問い合わせをして子どもは2針縫うケガだったけども、今日も元気に登校していますということでやっぱり3月議会で指摘をした、本当にバスを待っている間に子どもの安全性は確保できるのかというところがやっぱり親たちも一番心配なところで、要するに学校の先生たち忙しい中で子どもたちは野放し状態なんではないかということで、どこで遊んでもいいということらしいんですけども、やっぱり子どもにケガはつきものというか、それはそれでしょうがない部分はあるけども、でも見ている中でケガをするということもありますけども、どういう状況でどうなのかということも分からないと今回みたいな、本人はジャングルジムから落ちたと。でも実際はそうではなかったということもあって、その対処の方法が違ってくるのではないかなというふうに思っているんですね。

昨年までは保護者の話を聞くと今まで下山小学校、一斉下校をしていたけども、校庭で遊んでくれた先生がいて一緒に遊んでいたと。今回、統廃合で加配があるにもかかわらず、先生はいたらしいんですけども、なんか陸上競技かなんかのほうでそっちにかかりっきりになって子どもたちが遊ぶ様子というのは全然、目にしていないということなので、保護者たちは学校で預かってくれている間の安全ということをすごく心配して、だから私、3月議会にもそういう質問をしたんですけれども、それについての的確な答弁がなかったということで今回こういう事態になったということ、それから救急車が来るようなことになったけれども、即、その日の夕方とか朝とかに教育委員会に連絡がなかったということ、それから保護者の方たちに、救急車が来たんだよというような話を聞いたけども、その後どうなったのか分からないということで、やっぱりきちんとした責任持った対応ということがちょっとなかったのではないかなというふうに思いますけれども、このことについて親たちは不安を持っているということで、放課後の児童の安全について教育委員会ではどういう見解を持っているのか、まずこれをお聞きしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

ご質問が校内で発生したことに关しますので私からお答えをさせていただきます。

校内の遊具でケガをしてしまったことに関しましては大変残念ではあります。友だち同士で遊んでいる中での突発的な事故であった模様です。また議員さんもお心配して下さったとおり、学校における時間帯すべてに学校の先生が児童に付き添うというようなことは現実的には難しいことであり、当日も翌週に控えておりました陸上記録会の準備のために多くの先生はそちらの準備に従事していたというような状況の中での事故だったと聞いております。

また、それらもろもろの報告につきましては、学校経営者であります校長の判断のもと必要に応じて重大事案に関する報告は適宜いたしております。本件につきましてはケガの発生が放課後の時間帯であり、病院へ付き添った教員が夕刻に学校へ戻ってから、職員間で情報の共有が図られ、翌日に各学年におきまして児童への注意喚起が行われ、昼過ぎに学校から顛末の報告を受けております。このようにまず校内での対応を行い、次に教育委員会への報告を行う。この一連の対応に特に不十分な点はなかったものと思われませんが、改めまして重大事案に

関する報告につきましては、できるだけ速やかにしていただけますよう各校のほうへ伝達をいたしました。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

その手続き上、問題なかったのかも分からないですけども、少なくともその翌日の朝にはきちっと教育委員会にこういうことがあったという報告が午前中にないと私は、重大事案ではないからということなんでしょうか。でも子どもが2針縫うケガをしたということは、私はこのくらいで済んだといえばそうなんですけども、でも重大事案ではないかなというふうに思うので、子どもにやっぱりそういうことがあったということは保護者からしたら、救急車が来た子どもから聞いていますからね。何があったんだろうってまず思うのは、不安に思うのは当然で、学校からの報告、それから保護者への情報、それがちょっと今回、時期が遅かった。それから保護者への情報はいまだにないということで不安を抱えていらっしゃるんですけども、そういうこともやっぱりきちっとしないといけないんじゃないかと思うんですけども、それについてはどうでしょうか。これが重大問題ではなかったという認識なのかということと保護者への報告というのはどうなんでしょうか。

○議長（野島俊博君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えします。

校内で起きたことの報告等につきましては、まず学校経営者である学校長が判断を行うことになります。また先ほども答弁の中で触れさせていただきましたが、今後につきましてもそのような事案が発生した場合には、できるだけ速やかに教育委員会のほうへも報告をいただくこと、また必要に応じて保護者へは丁寧な説明をしていただけるよう改めまして伝えるようにいたします。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

それは苦い経験でしたけども、そういうことを生かしてやっぱり不安に思っている保護者たちへ連絡をしていただきたいと思います。

陸上競技会のことで先生が手一杯でということで、学校が責任を持って預かる、一斉下校のスクールバスが来るまでは預かると言ったからにはきちっと責任を持っていただかないと保護者は安心できないと思うんですね。今回、そのことがあったのかも分からないけども、1年間は加配をしているはずなんですね。そうすると去年できたことがなぜ今年できないのかなと。せめて先生1人ぐらいいは校庭で遊んでいる子どもたちを見てほしいなというのが親の気持ちだと思うんですね。それは今後、どういうふうに改善していただけるのか。それからこれから暑くなると思うんですが、校庭で遊んでいても熱中症ということもありますし、水分を取らなさいよという声掛けも必要だし、それは見ていないと分からないですよ。そういうことも考えるとやっぱり、子どもたちへのきめ細やかな対応ということが必要になってくるのではな

いかなというふうに思うんですけど、それについては教育委員会としては学校にどのようなことを指導というか、お願いをしているのでしょうか。

○議長（野島俊博君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今、お話の事故の顛末については今、課長のほうからお話させていただいたとおりでございます。

まず加配うんぬんというお話が先ほど1点ございましたが、たしかに3校が一緒になったということで、通常の配置より多くの先生が来ていただいているのが事実です。例えば教頭先生が2人いるとか、それから普通の教員についても1人のプラスがございます。これは生徒が増える、それから統合をしているんなことがあるということを県のほうも、国のほうも配慮していただいているということでございます。

今、お話の事故は通常の日課が終わったあとの校庭で子どもたちが遊んでいるときの事故でございました。先生が本当は一人ひとりの子どもに付き添って見ていければいいんですが、なかなか実態はそうはいかないのが現実でございます。しかし、先生は校長先生を筆頭に子どもへの指導、また安全面については機会があるたびに注意をしているというお話も聞いていますし、ただたまたま今回、外で子どもたちが元気よく遊ぶ中でジャングルジムで最初はなんか落ちたというなんか情報があってらしいですね。それで先生方はその現場にたまたま、その場所にいなかったのが大事をとって救急車を呼んだというように報告を受けました。結果的には大したことがなかったんですけども、頭を切って2針縫ったということであります。

課長も言いましたけれども、できる限り先生方も通常のもちろん業務はあるわけですが、放課後の時間にもし先生がその場にいる、あるいは近所にいる、いろんなことで時間がある人は子どもたちの安全を確認するためにいろんな手立てを講じるということは校長も言っておりました。

もう1つは、たまたま校長室というか職員室も、下山小学校はご承知のようにグラウンドが見渡せる、ちょっと高いところにあります。あそこで見ていけば子どもたちがどういう遊びをしているな、あるいはどちらのほうに行ったなということもある程度、把握ができる状況にあります。ですので、そのへんはできる範囲でお願いしますよということは話をしました。

それからもう1点、安全面ということですが、下山小学校は周囲が金網で囲まれておりまして、例えば関係者であっても出入りについてはブザーを押して、確認をしてカギを開けてもらうということで、外部からの安全面に対しての設備はほぼ万全に近いではないかなということでございます。したがって、中のいろんな子どもたちの動向、あるいはいろいろな例えば外で遊ぶ子もいますけれども、お天気によっては中にいますし、また全部が外で遊ぶでなくて、中には本を読んだり勉強したりということもあるわけで、それぞれの場所においてできる範囲で見ていただくということでお願いをしてあります。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

外からの侵入者とかそういう部分は大丈夫なのかも分からないですけども、今回の事故のよ

うに遊んでいてということ、子どもってどこでどういう事故があるか分からないですよ。だからやっぱりそういう面では安全に責任を持つ学校としては、きちっと対応するようなことを教育委員会も求めていただきたいと思います。加配があったとしても小規模校から中規模校になったということで、本当に先生たち忙しいと思うんですね。その忙しい先生たちが見てられないから無理ではないですかという話を私、したと思うんですね。子どもたちが早く帰れば先生たちの負担は軽減されるわけで、そこにやっぱり先生たちに負担を負わせるのはちょっと、忙しい先生たちだから大変なんではないですかという質問をした記憶があるんですけども、そういう意味でももし一斉下校、続けるのであれば子どもたちの安全はきちっと学校の責任でみていただきたい。やっぱり見渡せるからといって、校長先生がずっと見ているわけにはいかないわけですから、今まで一緒に遊んでくれた先生がいたということであるので、もしできたらずっとの時間ではないけど、たまには遊んでくれるような時間を増やすとか、なるべく子どもの行動が目に入るような工夫をしていただくということは、親たちの安全確保ということで願いなものですから、ぜひこれはお願いしたいと思います。重ね重ね、それが一番大切ですからお願いをいたします。

今回もそういう保護者や子どもたちで、子どもたちから話を聞いたんですけども、やっぱり私が前から言っていたせめて低学年はスクールバスの帰りを、1便、2便にして低学年は早く帰すようなことをしていただきたいと思います。それも家庭の事情があると思うんですね。学童に行く子、それからお家に誰がいる子、それからそうではない子っていろいろいると思うので、その子の状況に応じて1便、2便に対応できるような、そんなに大規模校ではないですから、そういうことをして、子どもたちが快適に過ごせるようなことをまず考えていかなければいけないのではないかなというふうに思うんですね。

子どもたちの状況を見ると、やっぱり特に1年生なんかはくたくたですね。子どもだから学校にいるときは遊びますよね。だけど家に帰ってくると本当にくたくたで、学童の様子なんか聞きますと、この前言ったときには5時だったですね、学童については、それから手を洗ったり、うがいしたりしておやつを食べてそれから遊ぶということで、遊ぶのもなんかぐでんぐでんになって、低学年の子どもたちは大変だとそういうような話も聞きました。それから学校に行きたくないと泣いて訴えたという子ども、それから転校したいと言っているという子どももいるという話を聞いたんですね。こういう今の状況だととても大変だということで保護者が校長先生のところに行ってぜひ2便にして、低学年を早く帰してほしいということをお願いしたという話も聞いているんです。それはやっぱり当然だと思うんで、そういうような子どもの状況に合わせた対応ということを私もこれ繰り返し何回も言っているんですけども、こういう状況が生まれた中でやっぱり今、考えていかなければいけないのではないかなというふうに思いますけども、これについてはそういうような、校長先生にお話をしに行ったという保護者がいたという話も聞いていますでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えさせていただきます。

ただいまご質問にありましたとおり、本年4月に学校で開催いたしましたPTA総会のあとで3名の保護者から、もう1便、早い時間帯に下校便を出していただけないかというような話

があったということは校長から報告を受けております。

渡辺議員さんがご心配をしてくださるように、一部に低学年は早めに下校時刻を望む声があることは承知をいたしております。すべての保護者の要望に余すことなく答えることは現実的には難しいことであり、一定の合意に基づく仕組みづくりを構築することが必要となると思います。この一斉下校に関しましても統合前の準備委員会においても議論を行い、学校説明会や開校後の、先ほど答弁いたしましたPTA総会においてもご理解を得られるような取り組みを学校としても行ってきているところです。

ただし保護者がこれからも不安を抱え続けるようでしたら、学校といたしましてもやはり保護者の困り感を一層理解することは必要になると思います。引き続きさまざまな声に積極的に耳を傾けていただくこと、また学校としての考えを丁寧に説明していただくことに留意するよう学校のほうへは伝達をするようにいたします。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

困り感とか言っているけど困り感ではなくて、もう困っているんですよ。本当に親子で困っているんです。困るだろうな、大変だろうなと思うから私も3月の前から言っているではないですか。それを学校の方針とか言いながら、ずっと延ばしてきてこういう結果がきているんでしょう。困り感なんてそんな悠長なことを言っている場合では私はないと思うんですけど、実際問題、本当に子どもたちぐでんぐでんになってしまっていると。なぜそれを早く解決するために教育委員会は動かないんですか。そのところが、なんか学校は教育委員会に責任をかぶせ、教育委員会は学校に責任をかぶせ、保護者は一体どうしたらいいんでしょうか。私が一般質問をここで何回やっても事態は改善しない。では親たち、子どもたちの思いというのはどこへいったら聞いてくれるんですか。私、本当それが不思議でこの町の行政って特に教育委員会は今までずっとそうだったけれども、親たちの思いというのを全然聞いていないではないですかね。一方的に。親たちの間では2便にするのに経費がかかるから、お金がもったいないから子どもたちをそういうふうにさせるのではないかという、そういう思いも。だけど前にも私、言いましたけども、特に下部の子どもたちは統廃合したいといって統廃合をしたんではないんです。いまだに下部小学校に帰りたいと言っている子たちいるんですよ。それなのにこの行政の都合でそういうふうにしてしまって、長い通学距離を強いていて、そういうふうにくでんぐでんになってもまだ我慢しろと言うんですか。それが行政のやることですか。子どもたちの声や親たちの思いを聞いたら、願いが実現できるように行政って動くものではないんでしょうか。何回やっても全然進歩がないって、私なんのためにここで一般質問、毎回毎回同じことをしているんでしょうか。本当にそういう困っている親たち、転校したい、学校へ行きたくないって泣いている子どもたち、そういう思いを早く普通に伸び伸びと過ごさせるような学校にしていきたいと思います。その1つではないでしょうか。ほかにもいろいろあるとは思いますが、その1つで子どもたちも親たちも悩んでいる。困り感ではなくて困っているんです。そこを教育委員会、学校と話をしながら早急に改善をしていく必要があると思うんです。教育長、どうでしょうか。

○議長（野島俊博君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

1点確認をしておきたいんですけども、議員さんの今の質問の中にあるご父兄の方から転校をしたいとか、あるいは学校へ行くのがうんぬんだという意見があると先ほど話がありました。私のほうへはそれが伝わってきておりません。それについてはどのくらいの方たちがどの程度の子もたちの実態で、あるいは学校のほうへ言われたのか、言われなかったのか、あるいは議員さんのほうへだけ言われたのか、そのへんちょっと分かりませんがちょっとそこは私どもとしては承知しておりませんのでなんとも言えません。

それから子どもたちがいわゆる疲れて、学童へ行って、あるいはうちへ帰って非常に健康面でもうんぬんという話がありました。議員さんもおっしゃられましたように、子どもたちは非常に外で元気で遊ぶということがこれは本来の姿といいますか、もちろん勉強もしなければなりません。体をつくる大事な時期ですので、外で元気で遊ぶということは大切なことだと思います。むしろ時間を決めて、通常であれば4時半ですか、通常日課であれば4時半まで学校にいるわけで、それまでは下級生も上級生も一緒になってグラウンドをはねたり、あるいは遊具を使ったりして体づくり、あるいは友だちづくりをしているわけです。これはまたこれで非常に大事なことだと思っています。いずれにしても学校で一斉下校うんぬんどうかということについては、先ほど課長が言いましたように統合準備の段階で、教育の日課をつくる段階で各3校の実情を踏まえる中で各校長先生、あるいは先生方がこういう方法はどうかということをつくったわけでございます。その後、説明会をして保護者の皆さんもこれでいいということになったわけでございますので、いろんな意見は当然あると思いますけれども、今取れる最善の策はこれかなと私どもは思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

いつもそうなんですけど、どのくらい困っている人がいるとか、そうではなくて転校したいとか学校へ行きたくないと泣いて訴える子どもがいるって、もうそれだけで十分ではないですか。何人そういう子どもたちがいれば改善してくれるんですか。そうではないでしょう。1人でも2人でもそういう子たちがいるって、そんなのきっと教育委員会には言わないですよ。学校に言ったって無駄だと思うから言わないですよ。そういう声を拾うのが私たちの仕事なんです。それでここでそういうことを言っているんでしょう。それに対して何人いるか分からないから。それはちょっと責任放棄ではないでしょうか。

統廃合のときに、準備のときにとかと言ったけども、そのときに言ったけども叶えられなかった。でも現実にこういう実態があるということで変えていくのが普通でしょう。なぜ変えられないんでしょうか。子どもたちをまず考えて、子どもたちの状況を考えて変えていかなければ仕事をしているとは言えないではないですか。本当に私、がっかりしました。

町長、今までの話、教育委員会の対応とか学校の対応、子どもたちが本当に困り感ではなくて困っている、こういう状況を考えて、3月議会に町長に質問をしたときに学校や教育委員会がそう言っているんだからそれでいいでしょうって町長お答えになりましたけども、そうでは

なくて、そういう子どもたちの実態があるということに対して町長はどうお考えでしょうか。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

3月にもお答えをさせていただきましたけども、一応、現場のことは現場の校長が一番把握しておりますし、学校というのはやはり集団生活の場でもありますので、個別のことをすべて対応できるかという、それはやはり不可能に近いと思います。学校と教育委員会でできることの最善の中で今こういう形を取っていると思いますので、先ほど来、教育長、学校教育課長が答弁したとおりだと私も思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

では町長はこのままでいいと、子どもたちが困っていてもいいということですね。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

このままでいいというよりも、これからいろんな場面場面で検討をしていく中で、また発展形が出るのであればそういうようなことを対応すればいいと、そういうように申し上げております。現状は今の状況でベストではないかとの回答をしておりますので、そういうことでございます。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

子どもたちが困っていても、それが今の現状、ベストということの判断ということですね。分かりました。そういう認識で対応したいと思います。

それから3番目、学童保育の今後のあり方ということで学童保育については国から、県から、町からいろんな施策をして働いている親たちの支援をしようということで、町でも6時半までということで改善はされているということなんですけども、ここ数年、徐々に利用者が増えてきているということも聞いてはいます。だけどこの前、下部に行きましたら一斉下校で5時に帰ってきてそこからおやつを食べると、子どもですからそれで夕飯に影響するとか、5時に帰ってくると遊ぶ時間がとれないからお迎えはもっとゆっくり来てくれとかという話を、もっとここで遊びたいという声もあったりして、5時過ぎに帰ってくるようになると学童保育の意味がないんじゃないかということで学童保育に行くことをやめたという話も聞いているんですけども、私はこれはないとは思うんですけども、保護者の間で町はその経費もかかるし、学童保育をやめたいんじゃないかということで、そんなことはないし、こういうふうに変更しているし、働くお母さんたちの支援をするために町は一生懸命やっているんだというふうに言っても、やっぱりこういうふうにとんどん学童保育の時間が短くなったり、行きにくくなったりということになると学童保育をやめたいんじゃないかというそういう不安があって、これは1回きちっと議会の中でちゃんと答弁していただいたほうがいいかなと思ったので、今回そういう質

問をさせていただきましたけど、これについてはいかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（望月由香里君）

お答えします。

下校時刻が遅いことにより利用者が減少し、学童が閉鎖になるのではないかと心配の声があるということに関してお答えいたします。

下部学童につきましては4月、5月の2カ月間の登校日のうち3時半前に下校した日が14日間あり、この間、学童を利用した児童は平均21人でありました。4時半下校は19日間で、学童を利用した児童は平均19人で3名ほど少ないということですので大幅な減少はないというのが現状です。

また今年度より働いている保護者が少しでも余裕を持って迎えに来られるように閉所時間を30分延長し6時半としました。下山学校区における1学区、下山学童と下部学童の2施設体制の実施は1施設では恒常的に定員を超えること、また下山学校区の学童登録率が増加していること、また下部学童には学童に適した部屋があり、その他の設備も整っております。ですので今後も下山学校区におきましては2施設体制でいきたいと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

町としてはやっぱり時間延長もしたり、働く保護者のために努力をしている、今後学童を閉鎖するというつもりはないということとしっかりと明確にお答えをいただいたので、保護者の方たち、きっと安心できるのではないかなというふうに思いますけども、子どもたちがもっと早く学童に行って遊びたいという思いは一斉下校に関わることで、またそれはそれで解決していかなければいけないなというふうに思います。

大きな2番ということで、子育て世代が安心して暮らせる支援の充実についてということと総合戦略の中で子育て世代が安心して暮らせる支援の充実ということといくつかの先進的な施策を打ち出していることはすごい評価をしています。今の学童のことにしても、保育料とかいろいろほかの町村に先駆けてやっているということは評価をしていたんですけども、ただ入学、先ほどの同僚議員の質問にもあったんですけども、総合戦略の中でそういうことを打ち出してきて実行しているということで私は当然、入園・入学祝金って前にももらえるものというふうに思っていたんですけども、そうではないということが保護者の声とか3月議会の中で分かりまして反対討論の中にそれを指摘させていただきました。

やっぱり先ほどの議員もおっしゃったんですけども、国の文科省でも就学援助金のところで入学前にということで、県内でも入学前に支給しているという自治体もだんだん増えている中でせっかくこの町、いいことをしているのになんかそれが生きていないなというふうに思っているんですね。保護者の間でもやっぱりうちは2人、入学で本当に大変だったという話も聞いたり、そういうときに事前にあると助かるのにねというような声も聞いている中でやっぱり支度金って書かれていますから、総合戦略の中で、支度金というのは準備の段階にいるということで普通理解していたので、私もそういう誤解をしていたんですけども、先ほど教育長の、

同僚議員の中で答弁もあったんですけども、今度、私は総合戦略の中でこういう子育て支援と
いうことの中で入園・入学祝金の制度を提唱した町長に、制度に取り組んだ趣旨ですね、これ
をお答えいただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

この支給制度に取り組んだ趣旨でございますけども、まさしく入園および入学時の準備にか
かる経済的負担、ならびに園児および児童生徒の健全な育成の支援に意を用いた制度となっ
ております。

先ほどの深澤議員の質問にもありましたように、教育長も先ほど答えました、支援金等の支
給時期につきましては、この制度の趣旨に則って早期に各要綱等の見直しを検討し、平成30年
度の入園、入学前に受給者である児童生徒の保護者に支給できる制度に改正してまいりたいと
考えております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

30年度からは入学前に入園・入学祝金を準備金としていただけるということによろしいで
すね。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

今年度末から対応いたします。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

それでは3番目の下部温泉駅の駅員配置ということで、昨年9月、第3回の定例会でこのこ
とについて私、質問をしました。観光面でも住民の利便性においてもぜひ駅員配置をしていた
だきたいというようなことで質問もしました。これは総合戦略の策定チームの中でもプロジェ
クトチームの中でも、この温泉駅のことについてはいろいろ論議をされたという話もそのとき
に伺っています。もうそろそろ1年になるんですけど、その後、全然どうなったのかも分から
なくて、やっぱり相変わらず住民は定期を買えないとか、切符が買えないということで不便を
しているし、観光客においてもやっぱり不便をしているというところで、やっぱり早急にこれ
は改善しなければいけないのではないかなと。先ほどから下部温泉のことについていろいろあ
りますけど、その玄関口ですので、町の1つの拠点でもありますので、ぜひこれは早急に考
えていただきたいなというふうに思っているんですけど、そのときにJR東海との話し合いをこ
れからしていくというような答弁だったんですけども、その後の話し合いの状況、どうい
うふうになっているのか、これをまずお聞きしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

柿島下部支所長。

○下部支所長（柿島利巳君）

下部温泉駅の駅員配置につきましては昨年、第3回定例議会において渡辺議員よりご質問をいただきました。これまでの経過を踏まえ下部温泉駅の利活用という観点でJR東海旅客鉄道株式会社 静岡支社 運輸営業部と協議を行ってきました。駅は1937年、昭和12年2月に建設され80年が経過しています。経過年数からJR東海においては、いつ駅舎の建て替え等が計画されてもおかしくない状況とのこと。地元下部観光協会では下部温泉駅前にある観光案内所の撤去についての計画なども協議される中、昨年末、下部温泉駅利活用対策委員会を設立し、下部温泉駅での切符販売や下部温泉郷のみならず広範囲な観光案内もできないかなどの検討をすることと並行し、JRとは町も駅舎の借用方法等について、例えば切符を販売する場合の場所、駅舎の使用範囲、観光PRの方法等について協議をしています。

そのJRとの協議の中で、町が駅舎の改修を行う場合でも工事は町がJRに委託してJRが実施することになるとの説明がありました。さらに平成29年度のJRの年間工事計画はすでに決定されているので、平成29年度中での改修工事は対応できないとの説明があり、現在に至っている状況です。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

駅舎が80年経っているということは、29年は取り壊しはないかも分からないけど、いつ取り壊して、このへんで急行が停まると思ったら甲斐岩間ですよ。あそこも急行が停まるのにただ待ち合いがあるだけではないですかね。いつそういうふうになってしまうかということを見ると、JRはお金をかけないからそういうふうになってしまうのではないかなというふうに心配するんですね。それだったら切符販売をするところとか、そういうもっと早くに対応してそういう場所を確保しているものをこっちから出していかないと甲斐岩間みたいに簡素なものになってしまうような気がするんですね。そういう意味で、町とか住民の皆さんでこういうものをつくりたいということで提案を早急にしていかないと、29年はないけど30年以降に取り壊しのときにはそういうふうになってしまう危険性もあるので、ぜひそれは対応を早くしていく必要があるのではないかなと。もう80年経っているともういつかという問題があると思うんですね。

私、前に質問したときに切符とか、それから定期券をそこで買えるようにって、それに市川大門の例を言ったんですけども、何%か戻ってくるということで人件費の足しになるというようにも言ったんですけど、市川はなんか工場があるからそういうようなところで旅行客が多いからそういうふうにあるかも分からないけど、でも下部温泉駅は観光客とか地元の人たちの利用ということで、そういう会社関係というのはないということで、やっぱりある程度、町が負担を考えなければいけないのではないかなというふうに私は思っているんですけども、2番目として町としてそれにどういうふうに対応していくつもりなのかということでお聞かせいただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

柿島下部支所長。

○下部支所長（柿島利巳君）

お答えします。

身延町観光の拠点地域の1つである下部温泉郷、その玄関口である下部温泉駅は平成24年3月より駅員が無人の駅となり5年が経過しています。駅員の配置につきましては、観光地としてのイメージ的な側面もありますが、人員の確保や経費の負担、いかにすれば地元にとり有効な活用となるのかも十分考慮されなければならず、またそれが一過性のものであっては意味がありません。そのためには地元温泉郷関係団体等のご協力が非常に重要であると考えます。町は今後も地元温泉郷関係団体等と連携し、またJRとも協議を行う中で地元の自主的な活動、アイデアを支援する形で地元と協働し、駅の有益な利活用が実現できるよう対応していきたいと考えます。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

さっき指摘したように観光面だけではなくて、地元の人たちの利便性ということも考えなければいけないと思うんです。定期券にしても切符にしても。そうすると観光面だけではなくて、地元の利用している人たちの意見も聞きながら、どのようにすれば一番いいのかということも考えていかなければいけないのではないかなというふうに思うんですね。

やっぱり今、ちょっと関係ないかも分からないけど子どもたちの居場所という面でも駅がなんかちょっと大変な状況でいろんなものが壊されたりというような状況があるけども、特にこういう田舎だと子どもたちの居場所というのがないけども、私は福島に行ったときにある駅を見たら駅員さんが切符を売りながら売店の売り子もやっていて、そして暖炉があって、それから本も置いてあってお茶も飲めてって、本当に地域の人たちもそこに集えるというような駅があって、これいいなというふうに思ったんですね。子どもたちもそこへ行ったら漫画が読めるし、子どもたちの居場所にもなるのかなって、駅員さんが居てくれれば切符も売ってくれるしということで、そういう場所が特に下部にはないものですから、そういうことも考えながらやっぱり地域住民の声、それから旅館の人たちの思い、それから町の思いというかそういうもので早急にそういうのを立ち上げる中でしていただきたいなと。駅舎が80年経っているということで、本当に早急に準備をしていかなければいけないと思いますので、先ほど温泉の方たち等というふうに言ったけども、地域の人たちの、利用する人たちの利便性も考えなければいけないので、そういう人たちも交えた中でみんなで検討していく必要があるのではないかなというふうに思いますけど、そのことについていかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

柿島下部支所長。

○下部支所長（柿島利巳君）

駅の利便性、地域の方たち、駅を本当に利用する方たちも含めてということですが、いずれにしても地元の関係団体等のご協力いただきながら、今後も町と協働するような形で進めていきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

課長はいろいろ答えていただいたんですけど、町の決意というか、町はどうしていかうということで、最後、町長お答えをいただきたいと思っております。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

先ほど来の質問に対して下部支所長がお答えしましたけども、これについては結構、長い経緯の問題がありまして、下部温泉駅が無人になるときからまずスタートしています。それがなかなか地元との協議もうまくいかず現在に至っております。下部観光協会とか地元の方から有人化についての要望も私が副町長のころからお受けしておりますし、そのことで進めてまいったのが今、このJRとのやりとりなわけでございます。

駅舎につきましてはあの状態ですので、町が改修、初期投資をするにしてもいつ取り壊しになるのか分からない状態ではなかなか投資しにくいということと、もし建て替えになると先ほど議員さんがおっしゃったとおりJRが整備するのは待合室だけです。トイレもなくなります。基本的には、トイレは電車の中のトイレを使えばいいという発想のようでございますので、もし建て替えになった場合であればその切符を販売する部分とか、あと事務室の部分ですね、そういう地元の方々もくつろげるようなところまで整備するかどうかはともかく、そういうものについては町が合築のような形を取るようなことになるんじゃないかと思っています。いずれにしてもJRと今、協議をしておりますが駅舎のあり方が決まらないうちまだ行政としても手が出せないという状況ですが、準備のほうは地元と協議をしながら鋭意進めてまいりたいとは思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

駅舎をどうするかということに、やっぱり町はこうふうにしたいということがないと本当に待合室だけになってしまうので、だから早急にそれはしていただきたいということで重ねてお願いをしたいと思います。

以上をもって私の質問を終わります。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時00分

○議長（野島俊博君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

次に通告の4番、赤池朗君の一般質問を行います。

赤池朗君の質問を許します。

登壇してください。

赤池朗君。

○1 番議員（赤池朗君）

通告に従いまして一般質問を行います。

はじめにふるさと納税について質問します。

ふるさと納税は、平成20年4月30日に公布された地方税法等の一部を改正する法律により従前の地方税法に寄附金税額控除を挿入し改正されたものであります。

多くの方が地方のふるさとで生まれ、その自治体から医療や教育等さまざまな住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に生活の場を都会に移し、そこで納税を行っております。その結果、都会の自治体は税収を得ますが自分が生まれ育った故郷の自治体には税収が入りません。

そこで今は都会に住んでいても自分を育ててくれたふるさとに自分の意思でいくらかでも納税できる制度があってもよいのではないかと、そんな問題提起から始まり数多くの議論や検討を得て生まれたのがふるさと納税の制度です。

ふるさと納税には3つの大きな意義があります。

第1に納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそその使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。それは税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分のこととして捉える貴重な機会になります。

第2に生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になる制度であること。

第3に自治体が国民に取り組みをアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと。それは選んでもらうにふさわしい地域のあり方を改めて考えるきっかけへとつながります。さらに納税者と自治体がお互いの成長を高める新しい関係を築いていくこと。自治体は納税者の志に支えられる施策の向上を、一方で納税者は地方行政への関心と参加意識を高める。いわば自治体と納税者の両者が共に高め合う関係です。一人ひとりの貢献が地方を変え、そしてよりよい未来をつくる全国のさまざまな地域に活力が生まれることを期待していますとあります。

この制度が発足してから約8年が経過したところですが、本町における寄附金の実績はどのようになっているのか、答弁を願います。

○議長（野島俊博君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

ご質問のふるさと納税の実績であります。平成20年度税制改正により個人住民税の控除対象となった本町へのふるさと納税による寄附金額は総計308件、4,295万3千円でありました。

○議長（野島俊博君）

赤池朗君。

○1 番議員（赤池朗君）

各自治体では寄附者に対し寄附金の額に応じて、主にその地域の特産品等を返礼品として送付しています。その特産品等の種類はさまざまであり、2016年ごろから長野県内の市町村を中心に返礼品にパソコンや家電などを送る自治体が増加して高額な返礼品が話題となりました。では本町におきましては、どのような基準で返礼品を送っているのか、また返礼品はどの

ようなものが答弁を願います。

○議長（野島俊博君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

お答えいたします。

ふるさと納税に対する返礼品につきましては、本町は平成27年度から取り組んでおります。平成28年度までの返礼品の内容につきましては、礼状と合わせ本町が身延観光センターに業務委託しています身延ふるさと便を活用した四季折々の特産品や金山博物館等の観覧無料券を返礼品として送付しております。また送付する基準といたしましては、寄附金額が3万円以上の場合、身延ふるさと便を年1回送付し、寄附金10万円以上の場合には身延ふるさと便を年2回送付、寄附金30万円以上の場合に身延ふるさと便の送付を年3回、最後に寄附金50万円以上の場合にふるさと便を年4回という形で送付しております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

赤池朗君。

○1番議員（赤池朗君）

本町の返礼品につきまして答弁いただきました。

先ほど述べましたが一部の自治体では高額な返礼品を送るところも出てきて、私から見ると返礼品競争のようになっているような気がしています。これらの事象を捉えまして総務大臣が平成29年4月1日付けで各都道府県知事宛てに「ふるさと納税にかかる返礼品の送付等について」という通知が出されました。

内容を紹介しますと、ふるさと納税制度はふるさとや地方公共団体のさまざまな取り組みを応援する気持ちを形にする仕組みとして平成20年度税制改正によって創設されました。以来その実績は着実に伸びており、ふるさと納税を通じて寄せられた資金は子育てや教育、まちづくりなどに活用され、地域の活性化に資するとともに災害時における被災地への支援としても役立っています。

一方、ふるさと納税制度という税制上の措置とは別に各地方団体が各自の取り組みとして行っている返礼品の送付については、最近において地方団体間の競争が過熱しているほか一部の地方団体において、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されているなどの指摘がされています。

これまで各地方団体に対しましては、ふるさと納税に関する事務について良識ある対応をお願いしてきましたが、一部の団体においてふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されているような状況が続けば制度全体に対する国民の信頼を損なうほか、他の地方団体に対しても好ましくない影響を及ぼすことが懸念されます。

については今後、ふるさと納税制度を健全に発展させていくためにもふるさと納税に関する事務の遂行に当たって、下記の事項に留意の上、改めて制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応を厳に徹底するようにお願いいたしますとあります。

また、都道府県市区町村に対してもこの旨、周知するとともに域内市区町村の返礼品送付が制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応となるように適切な助言・支援をお願いいたしますとあります。

当該寄附金が経済的利益の無償の供与であることを踏まえ、寄附の募集に際し次に掲げるような返礼品、特産品等の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附の募集をする行為を行わないようにすることとあります。

通常の寄附金控除に加えて特別控除が適用される仕組みであることを踏まえ、次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品・特産品を送付する行為を行わないようにすることとあります。

換金性の高いプリペイドカード等、高額または寄附額に対して返礼割合の高い返礼品とあります。

各地方公共団体においては上記、ただいま申しました2点を踏まえ、返礼品・特産品等の送付とふるさと納税にかかる周知、募集、その他の事務について寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応、これ3回出てきますけども、趣旨を踏まえた良識ある対応を行うようにとあります。そしてふるさと納税に関する窓口を明確化するなど寄附者の利便性の向上に努めること、寄附を受ける地方団体はふるさと納税の用途、使い道ですね、使用目的についてあらかじめ十分な周知を行うなど、当該団体にかかるふるさと納税の目的等が明確に伝わるように努めることとあります。

そこでふるさと納税は自分が生まれ育った故郷の自治体に対し、少しでも恩返しや応援をするというのが本来の目的であると私は考えますが、本町において返礼品に対する基本的な考えは、寄附金に対する割合や品目等でですけど、どのようなものがあるのか答弁を願います。

○議長（野島俊博君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

お答えいたします。

本町のふるさと納税に対する返礼品の基本的な考えは、平成29年4月1日付けの総務大臣による通達にもありますように寄附者に対する謝礼という意味合いから社会通念に照らしまして身延町のイメージアップと魅力が発信できるような返礼品を整え、良識ある範囲内としまして返礼割合は3割以内と考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

赤池朗君。

○1番議員（赤池朗君）

先ほど答弁にありましたように本町では308件、約4,300万円ほどの寄附をいただきました。それらの本町での使い道はどのようになっているのか、答弁ください。

○議長（野島俊博君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

お答えいたします。

ふるさと納税の使い道につきましては、寄附者が教育や福祉行政への支援等を指定されますので指定寄附金の取り扱いと同様に寄附者の意思に沿った事業に使わせていただいております。以上です。

○議長（野島俊博君）

赤池朗君。

○1番議員（赤池朗君）

先ほどの総務大臣の通達に寄附を受ける地方団体はふるさと納税の使途、寄附金の使用目的についてあらかじめ十分な周知を行うなど、当該団体にかかるふるさと納税の目的等が明確に伝わるように努めることとあります。

ふるさと納税の使途の周知は十分に行われているのか。また本町の返礼品の内容について、返礼品の品目も少なく私はちょっと物足りないのではないかなと考えています。他の自治体で実施している返礼品を地域の住民や業者に、その返礼品の候補をあげていただき納税していただく方々に選択することができるようにしたらよいと思います。

また今は情報化が進み、より多くの利用者がインターネット等を活用し、新たな身延町ファンを発掘するのが特に有効だと考えます。本町への誘客や特産品のアピール、認知度のアップにつながる返礼品、例えば下部温泉や身延山の宿坊への無料宿泊券、和紙製造体験等、本町に来ていただける返礼品もよいのではないかと考えます。返礼品の内容について品目、寄附金に対する返礼品の割合など、それらの見直しや周知方法はどのように考えているのか答弁ください。

○議長（野島俊博君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

お答えいたします。

本町におけるふるさと納税制度は、平成28年度までは従前の指定寄附金にならって寄附者の税による寄附行為に基づいた受領をしておりました。しかしながら昨今のふるさと納税制度に積極的に取り組む各地方団体との兼ね合いから本町におきましても平成29年度からインターネットを活用したふるさと納税ポータルサイトを通じて、ふるさと納税によりふるさと身延町を応援したいという全国にいるおおぜいの皆さまを募り、ふるさと納税制度を充実させたいと考えております。

新しい制度は本年9月の導入を目指し準備を進めております。新しい取り組みにおける返礼品につきましては、返礼割合を3割以内として寄附の金額に応じて商工会等を通じて本町の魅力的な返礼品を整えてまいります。

赤池議員の申されるような下部温泉郷の旅館、ならびに身延山の宿坊等への宿泊券やあけぼの大豆の収穫体験の返礼品も鋭意検討してまいります。また準備が整い次第、広報、ホームページ等により全国に情報発信して周知していく予定でございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

赤池朗君。

○1番議員（赤池朗君）

せっかくできたふるさと納税制度ですから、この制度を活用し、より多くの身延町ファンを増やし町の活性化につながるよう願います。

以上で、ふるさと納税についての質問を終わります。

次に本町の公共交通について質問します。

本年3月31日をもって新早川橋鰍沢線、中富南線は廃止となり4月1日から身延鰍沢線を新たに新設、中富南線はデマンドタクシーへの移行をして運行されています。また従来からの古閑甲斐岩間線は今までどおり運行しています。

なお4月1日から運行している身延鰍沢線、古閑甲斐岩間線は土曜日にも運行するようになってさらに利便性が向上したと思います。

町営バス新早川橋鰍沢線は今まで鰍沢と新早川橋を結ぶ路線であり、特に高校生の通学に際しては利用しにくいものでした。本年4月より身延駅のバス停と富士川町鰍沢の鰍沢バス停の間を1日に4往復、運行するようになりましたが、この変更による町民の反応はどのようなのでしょうか。路線変更のきっかけになったのは身延高校に通う生徒の保護者からの要望でした。実際、運行が始まってから意見を伺うと非常によかった、多くの生徒が利用していますということでした。

運行を始めて約2カ月経過したわけですが、町営バス運行経路変更に伴う町民の反応はどのようなものでしたか、答弁をお願いします。

○議長（野島俊博君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

お答えいたします。

町営バス運行経路の変更の際しましては町民、利用者のニーズを把握いたしまして学校、病院、福祉施設、役場などの施設の乗り入れの検討やJR身延線、路線バスとのスムーズな連絡に配慮したものとなっております。特に乗車状況を見ますと多くの高校生等の通学に利用されまして、保護者からも好評を得ているところでございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

赤池朗君。

○1番議員（赤池朗君）

ただいまの答弁にもありましたように多くの高校生等の通学に利用され、保護者からも好評を得ていると答弁がありました。一方で運行する時間帯が生徒の通学を考えての時間帯になっているように思います。日中の時間帯に利用したいときに不便を感じるという意見もありました。現在、身延駅のバス停と富士川町鰍沢の鰍沢バス停の間を1日に4往復していますが、より利便性を増すために仮に1回、往復便を増やすとすると運行にかかる経費はどのくらいか、それは可能でしょうか答弁をお願いします。

○議長（野島俊博君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

お答えします。

町営バス運行を往復1便増やすことによる経費につきましては、現行の2路線の予算ベースで申し上げさせていただきます。身延鰍沢線を往復1便当たり増やしますと年間約700万円の経費がかかります。また古閑甲斐岩間線、古閑循環線、これは一循環線ということで申し上げますけども年間約100万円となります。また日中の便数を増やすことにつきましては、利用者のニーズと利用者数を勘案しながら検討することになると思います。

以上です。

○議長（野島俊博君）

赤池朗君。

○1番議員（赤池朗君）

次にデマンドタクシーの料金收受方法について質問します。

デマンドタクシーは予約に合わせて自宅や外出先まで車が迎えに来てくれて、旧町エリア内の行きたいところまで運んでくれる大変便利なサービスです。目的地に直行する通常のタクシーとは異なり、他の人も乗り合わせて目的地に送迎します。利用者は予約センターに電話で利用時間帯と目的地を告げ予約します。車は乗り合う人の時間に合わせて順に迎えに行き、すべての人を目的地まで送ります。料金は定額300円で交通費の負担も軽く気軽に利用できるものであります。

そこで利用者の利用料の受け渡しなんですが、乗車前や降車時に現金で支払い、利用する人はたびたび利用していただいているように思いますが、その都度、現金で料金を払うのは面倒ではないかと思えます。都会ではキャッシュレスシステムが導入されていて、カードを提示するだけで簡単に支払いができるというものです。しかしこういうシステムを本町の公共交通に導入するには経費等の理由で不可能だと思えます。そこで本町の公共交通を利用したときの支払い方法はどのようになっているのか。特に利用する回数の多い方の支払い方法は別にあるのか答弁を願います。

○議長（野島俊博君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

お答えいたします。

乗合タクシーの利用料金の收受方法につきましては、基本的には乗合タクシーを下車する際に利用料金を運転手に直接支払います。ご指摘の特に利用する回数の多い方の支払い方法といたしましては、回数券等の活用も含めまして乗合タクシーの事業主体であります身延町地域公共交通活性化協議会と検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

赤池朗君。

○1番議員（赤池朗君）

利用する方々は特に高齢、足の確保が難しい方々が利用していると思えます。より利用しやすいような工夫をこれからも検討を実施していただきたいと思えます。

先ほどの身延鰍沢線、1往復あたり年間約700万円と答弁がありました。年間運行日数を仮に300日としますと1日1回増便するのに2万3千円ほどかかるわけです。これを料金で割りますと約120人近くがその便に乗っていただかないと採算が取れないという計算になります。同じように古関甲斐岩間線、古関循環線、1往復あたり約100万円。1日1回にしますと3,333円になります。これは17人がその便に乗っていただくと採算が取れるという数字です。乗車定員や利用者数を考えれば採算割れることは明らかですが、少子高齢化が進み人口も減り続け、近隣の商店がなくなり広大な面積を有する本町においての公共交通の位置付けは大変重要なものであると考えます。

現在、私は自分の力で運転し移動が自由にできます。これから年を重ね自分で運転ができなくなったときのことを考えると、その重要性を一層思うものです。利便性は年々向上しているとはいえ、まだまだ課題は多い状況です。町として公共交通のよりよい利便性を図るには、どのように考えているのか答弁ください。

○議長（野島俊博君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

公共交通の利便性とは多くの利用者のニーズに応える運行路線の確保と考えます。ただし本町の現状を見ますと運行経費と利用者数のバランスが取れていない状況ではあります。町は継続した公共交通の運営に向けて現状に即した路線の確保と、それから民間業者との協議を重ねまして料金体制も含め公共交通の利便性を高めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

赤池朗君。

○1番議員（赤池朗君）

交通弱者にとって買い物や通院、その他、足の確保というのは大変重要なものです。その役割を担うのが公共交通であります。経費がかかるのは理解できますが、より町民にとって安価で利用しやすいものとするのが行政の役割と考えます。

厳しい財政状況であります町民の暮らしやすさや暮らしやすい町にするために町民の声を聞きながら、より町民の暮らしやすさを、さらなる利便性の向上を願います。

次に消防団の団員確保について質問します。

消防団は自分たちの町は自分たちで守るという郷土愛の精神に基づき、普段は別の仕事を持ちながら災害時には地域消防署や警察と連携して消火活動や救助活動に取り組んでおります。災害出動など消防団活動は昼夜を問わず団員にかかる精神的・肉体的負担は大きく家族や職場の皆さまのご理解・ご協力が不可欠であります。

近年、職住分離の進展、少子高齢化社会の到来、国民意識の変容など社会環境の変化に伴い団員数が減少し地域防災力の低下が非常に懸念されている状況です。そして町民が一生安心して暮らせるまちづくりは町民と消防団の協力なしでは達成できません。地域に密着した活動を地道に行っているのは地元の消防団員の皆さまです。

消防庁では全国の市区町村を対象に平成28年4月1日現在の消防団の組織概要等に関する調査を行い、速報値をとりまとめて消防団の組織概要等に関する調査の結果、平成28年4月1日現在を公表しました。これによりますと消防団に関する数値データとして消防団員数の推移を公表しています。平成16年、身延町が合併した当時です。全国の消防団数は3,524、分団数2万5,842、団員数91万9,105人でありました。しかし平成28年には消防団数は2,211、分団数2万2,484、団員数85万6,278人と減少しております。

また全国の消防団員の年齢構成比率の推移はどうかというと昭和40年では19歳以下が2.7%、20代42.7%、30代45%、40代7.8%、50代1.7%。また平成15年では19歳以下が0.4%、20代23.8%、30代38.6%、40代24.6%、50代10.4%、60代2.2%。この平成15年になりまして初めて60代の団員という数字が出てきました。また平成27年では19歳以下0.4%、20代14.8%、30代36.9%、

40代28.8%、50代14.1%、60代5.1%。この数字を見ましても平成15年に比べて60代、倍以上となっていて団員の高齢化がこの数字を見ても進んでいることが分かります。

そこで本町の合併後の団員数の推移はどのようになっているのか、団員数、年齢構成、在籍年数等、分かる範囲で結構ですが答弁ください。

○議長（野島俊博君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

平成29年4月1日現在の本町の団員数は693名で平均年齢は41.4歳、平均在職年数は14.4年、年齢構成比率は20代11.4%、30代33.5%、40代34.8%、50代16.5%、60代3.9%となっております。

平成16年の合併時の団員数は829名で平均年齢は37.3歳、平均在職年数は11.1年。年齢構成比率は20代15.7%、30代45%、40代31.7%、50代6.9%、60代0.7%であり、比較しますと団員数は136名減少し平均年齢は4.1歳上昇し、平均在職年数は3.3年、長くなっております。年齢構成比率は20代、30代が減少し40代、50代が増加しており、団員の減少と高齢化が進んでいる状況でございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

赤池朗君。

○1番議員（赤池朗君）

ただいまの答弁にありましたように、やはり若い団員が減って在職年数も長くなっている、また平均年齢も上がっているという状況で、なかなか団員数の確保が難しくなり、その分、団員にも負担がかかっているのではないかと思います。

また団員の活動を支えるのは消防機材だと思いますが、消防機材も町の理解を得る中で随時更新しているわけですが、そのうちの消防ポンプ車積載車の数量と更新、買い替える時期ですね、何年経過したら買い替えるのか、それらの説明を願います。

○議長（野島俊博君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えさせていただきます。

平成29年4月1日現在、ポンプ車は11台です。積載車は普通車が35台、軽自動車19台、計54台となっております。更新時期につきましては、身延町消防団消防車両代替計画に基づきおおむね25年以上経過したものについて随時更新をしております。平成28年度よりオートマチック車がマニュアル車が、地元の部から要望をうかがい更新をしております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

赤池朗君。

○1番議員（赤池朗君）

普通自動車のオートマチック限定免許制度は平成3年11月1日から始まりました。現在、

車はオートマチック車が主流でマニュアルトランスミッションの車はトラック以外、あまり見かけなくなりました。一昔前はマニュアル車が主流でしたが、技術の進歩のおかげで運転が簡単なオートマチック車がほとんどを占めるようになったからです。渋滞しているときや上り坂でのクラッチ操作などマニュアル車に比べて運転が楽になり、燃費も以前ほどマニュアル車と変わらなくなったということです。近年の乗用車販売台数のうちマニュアル車とオートマチック車の割合（軽自動車を除く）は自販連の調べによりますと昭和60年にマニュアル車51.2%、オートマチック車48.8%、ほぼ同数でした。それが平成2年になりますとマニュアル車27.5%、オートマチック車72.5%と比率がマニュアル車が約4分の1に減っていききました。そして平成23年にはマニュアル車はたったの1.5%、オートマチック車が98.5%というふうに変化してまいりました。今から32年前の昭和62年にはオートマチック車とマニュアル車がほぼ同じ割合でしたが、先ほど申しましたようにこのようにオートマチック車がほぼすべてというような形になってまいりました。

全国的にはオートマチック車はこのような状況ですが、本町の消防用車両で先ほどオートマチック車は部の要望により随時入れるようにするような答弁がありました。消防用車両でオートマチック車両は何台あるのか、その割合はどのようになっているのか答弁をお願いします。

○議長（野島俊博君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えさせていただきます。

現時点でオートマチック車の台数は2台でございます。オートマチック車が消防車両全体に占める割合は約3%でございます。このオートマチック車2台につきましては、昨年度更新いたしました軽の積載車であります。今年度更新予定の普通積載車1台につきましても、地元の部からオートマチック車の希望がきておりますので、今年度末には3台、約5%となる予定でございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

赤池朗君。

○1番議員（赤池朗君）

オートマチック車の割合が増えますと新しく自動車免許を取得する人にも影響が出てきます。警察庁の公表している運転免許統計によりますと、ここ数年で第1種普通運転免許試験合格者の推移は次のようになっています。平成15年マニュアル免許が108万7,081、オートマチック61万3,020。平成26年にはマニュアル免許が56万2,354、AT免許が70万5,564となっています。AT免許がマニュアル免許を逆転してしまいました。オートマチック限定の試験合格者が増加傾向にあることがこの数字を見ても分かると思います。オートマチック限定の合格者の割合は先ほど述べたようですが、マニュアル免許を取得する人は今後も減少していくと思います。

平成23年度、24年度には本町の消防団長を拝命しましたが、そのときも新規に購入する車両につきましてはオートマチック車をしてほしいとの要望がありました。

そこで本町の消防団員でオートマチック限定の免許所有者は何人くらいいるのか、答弁をお願いします。

○議長（野島俊博君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えさせていただきます。

現時点でオートマチック限定免許を所有する団員数は下部第1分団が1名、身延第2分団が1名、身延第3分団が1名、身延第4分団が2名、中富第1分団が2名、中富第2分団が3名で計10名となっております。

○議長（野島俊博君）

赤池朗君。

○1番議員（赤池朗君）

ただいまオートマチック免許を本町の団員が10名、確認できるところで10名となっていると答弁がありました。まだ人数的には10名と少ないというふうに思われますが、これから新しく入っていただける団員の皆さまにとっては、このオートマチック免許取得者というのがほとんどではないかというふうに推察されます。

オートマチック車両を導入するには今たぶん年間2台から3台、多いときだと4台という車両数だと思います。先ほど申しました車両台数がすべてオートマチック車になるとなりますと非常に年月がかかるわけです。そしてマニュアル車に比べて若干、車両代金も高いという中で、なかなか更新するのは難しいのが現実です。ポンプ車は1台、約1,800万円くらい。積載車においては720万円。軽の積載車でも370万円くらい購入する費用がかかると聞いています。これらすべての車両をオートマチック車に変わるとしても、先ほど申しましたように長い年月や費用が必要になります。

2017年3月12日に運転免許制度が改正され、準中型自動車というのが新設されました。免許区分の新設は平成19年6月2日の中型免許以来、約10年ぶりです。今回、新設される準中型免許で運転できるのは車両総重量3.5トン以上7.5トン未満。最大積載量2トン以上4.5トン未満。定員10人以下の自動車です。今までの普通免許では車両重量5トンまでしか運転することができませんでした。ポンプ車、ポンプ積載車の装備により車両重量を5トンを超える場合も生じてくる可能性があります。近年導入した車両は運転免許の都合で車両重量5トン未満になるようにしたという経緯も聞きました。車両については重量の制約があるからといって装備を落とすとか、いろんな工夫をするのではなく従来のような仕様にした方がよいと考えます。

それからオートマチック車の免許の所有者は、やはり若年層が多いと思います。団員確保が難しい現在、少しでも若年層団員の確保の足しになればと思います。即効性と費用対効果の点からもオートマチック車免許や普通免許を持っていない団員に対し準中型免許や中型免許取得のための助成制度を創設したらよいと思いますが、参考までにAT限定免許を解除するにはオートマチック限定免許を保有している方がマニュアル車の技能審査を受けて合格するとマニュアル免許に変更できる制度であります。AT限定解除には2つの方法があって、交安委員会指定教習所に行って最低4時間の講習を受けたのち限定解除の審査を受ける。この場合にかかる費用は5万円から6万円くらいだそうです。また、このことにより団員個人としても上級免許を取得することにより消防団活動においてはもちろん、重要な役割を果たせることとなり、さらに私生活や仕事にとってもよいのではないかと考えます。

災害などの緊急時に出動する際、団員すべてがそろって出動できれば一番よいわけですが、それぞれの車両ごとに最低人員が決まっているので、その団員の中にオートマチック車限定免許しか持っていないければ出動することができません。そういう事態を少しでも減らすためにオートマチック車免許や普通免許を持っていない団員に対し、準中型免許や中型免許取得のための助成制度を創設したらよいと考えますが、答弁を願います。

○議長（野島俊博君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えさせていただきます。

議員ご指摘のオートマチック限定普通第1種免許の限定解除や準中型免許の取得につきましては、今後の消防団活動を進めていく上で大きな課題であると考えております。近隣町でもこの助成制度を導入しているところはまだございませんが、団員確保の観点からも前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

赤池朗君。

○1番議員（赤池朗君）

先ほども申しましたようにただいまのところ該当する団員数は10名と少ないですが、この助成制度により少しでも若年層団員の確保の足しになればよいと思うので、ぜひ導入していただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上をもちまして私の質問を終わります。

○議長（野島俊博君）

赤池朗君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれもちまして散会とします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野勇夫君）

最後に相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 1時50分

平成 2 9 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 9 日

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 委員長報告
日程第3 議案第52号 身延町工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の制定について
日程第4 議案第53号 身延町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
日程第5 議案第54号 身延町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第55号 身延町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第56号 身延町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第57号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第58号 平成29年度身延町一般会計補正予算(第2号)
日程第10 議案第59号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第11 議案第60号 平成29年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第12 議案第61号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第13 議案第62号 平成29年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
日程第14 議案第63号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第15 議案第64号 平成29年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)
日程第16 議案第65号 平成29年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第17 議案第66号 町道路線の認定について
日程第18 同意第4号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第19 同意第5号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第20 同意第6号 身延町農業委員会委員の選任について

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月幹也	副	町	長	瀧本勝彦				
教	育	長	鈴木高吉	総	務	課	長	笠井祥一		
会	計	管	理	者	笠	井	喜	孝		
財	政	課	長	村	野	浩	人			
町	民	課	長	熊	谷	司				
観	光	課	長	佐	藤	成	人			
産	業	課	長	望	月	真	人			
土	地	対	策	課	長	小	笠	原	正	人
環	境	下	水	道	課	長	羽	賀	勝	之
身	延	支	所	長	佐	野	昌	三		
生	涯	学	習	課	長	高	野	博	邦	

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 佐野 勇夫

録音係 大村 隆

開会 午後 1時00分

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（野島俊博君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

総務産業建設常任委員会に付託した議案第52号から第55号および議案第58号について委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、広島法明君。

登壇してください。

○総務産業建設常任委員長（広島法明君）

それでは報告書に基づきまして報告させていただきます。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（野島俊博君）

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第52号から第55号および議案第58号についての審査報告に対する質疑を終わります。

広島委員長は自席にお戻りください。

次に教育厚生常任委員会に付託しました議案第56号、議案第57号、議案第59号、議案第61号および議案第62号について委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、田中一泰君。

登壇してください。

○教育厚生常任委員長（田中一泰君）

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（野島俊博君）

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第56号、議案第57号、議案第59号、議案第61号および議案第62号についての審査報告に対する質疑を終わります。

田中委員長は自席にお戻りください。

これから日程に従い討論・採決を行います。

日程第3 議案第52号 身延町工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の制定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

反対討論がないので討論を終わります。

これから議案第52号 身延町工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

議案第52号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第53号 身延町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから議案第53号 身延町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

議案第53号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第54号 身延町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから議案第54号 身延町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

議案第54号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第55号 身延町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから議案第55号 身延町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

議案第55号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第56号 身延町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号 身延町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

議案第56号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第57号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

議案第57号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第58号 平成29年度身延町一般会計補正予算(第2号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号 平成29年度身延町一般会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

議案第58号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第59号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

議案第59号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第60号 平成29年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号 平成29年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第61号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

議案第61号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第62号 平成29年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号 平成29年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

議案第62号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第63号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第64号 平成29年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号 平成29年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第65号 平成29年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の
討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号 平成29年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決
します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第66号 町道路線の認定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号 町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に日程第18 同意第4号から日程第31 同意第17号までの身延町農業委員会委員の
選任については人事案件のため討論を省略し採決を行いたいと思いますが、これにご異議あり
ませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって同意第4号から同意第17号までの討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しま
した。

同意第4号から同意第17号の採決は起立によって行います。

同意第4号 身延町農業委員会を選任について、原案のとおり同意することについて賛成の
諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第4号 身延町農業委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町手打沢1403番地、深沢柳太郎氏、昭和3年2月25日生まれに同意することに決定しました。

同意第5号 身延町農業委員会の選任について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第5号 身延町農業委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町飯富111番地1、佐野文秀氏、昭和14年4月1日生まれに同意することに決定しました。

同意第6号 身延町農業委員会の選任について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第6号 身延町農業委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町三沢699番地、上田博氏、昭和24年10月1日生まれに同意することに決定しました。

同意第7号 身延町農業委員会の選任について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第7号 身延町農業委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町下山11375番地4、山下貴氏、昭和33年3月12日生まれに同意することに決定しました。

同意第8号 身延町農業委員会の選任について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第8号 身延町農業委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町車田1826番地、二宮喜昭氏、昭和24年2月5日生まれに同意することに決定しました。

同意第9号 身延町農業委員会の選任について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第9号 身延町農業委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町小田船原1837番地、松田正材氏、昭和10年10月6日生まれに同意することに決定しました。

同意第10号 身延町農業委員会の選任について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第10号 身延町農業委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町大島1359番地、若林庄明氏、昭和14年4月3日生まれに同意することに決定しました。

同意第11号 身延町農業委員会の選任について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第11号 身延町農業委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町大野735番地、片田文徳氏、昭和23年2月15日生まれに同意することに決定しました。

同意第12号 身延町農業委員会の選任について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第12号 身延町農業委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町岩欠757番地、磯野祥子氏、昭和29年3月21日生まれに同意することに決定しました。

同意第13号 身延町農業委員会の選任について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第13号 身延町農業委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町波高島849番地、高野敏彦氏、昭和22年4月24日生まれに同意することに決定しました。

同意第14号 身延町農業委員会の選任について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第14号 身延町農業委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町切石311番地、深沢勝一氏、昭和21年1月20日生まれに同意することに決定しました。

同意第15号 身延町農業委員会の選任について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第15号 身延町農業委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町西嶋1180番地、笠井雄一氏、昭和26年9月12日生まれに同意することに決定しました。

同意第16号 身延町農業委員会の選任について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第16号 身延町農業委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町八坂360番地、今福歳男氏、昭和12年10月18日生まれに同意することに決定しました。

同意第17号 身延町農業委員会の選任について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第17号 身延町農業委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町下山9296番地1、望月洋氏、昭和28年6月6日生まれに同意することに決定しました。

日程第32 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、本案については人事案件のため討論を省略し採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって諮問第3号については討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

お諮りします。

原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては適任と意見を付すことに決定しました。

日程第33 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員長、教育厚生常任委員長、議会運営委員長、まちづくり検討特別委員長、議会広報編集委員長から委員会において調査中の事件について会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

ここで、町長からあいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

望月町長。

○町長(望月幹也君)

皆さま大変お疲れさまでございました。

平成29年身延町議会第2回定例会の閉会にあたり、一言お礼のあいさつを申し述べさせていただきます。

本定例会は去る6月6日に開催され今日までの4日間、野島議長のもと私どもの提案いたしました32件の提出案件につきまして慎重なご審議により、すべての案件につきましてご議決・ご同意をいただき閉会を迎えることができました。議員の皆さまのご協力に敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

梅雨入りし不安定な天候、またうっとうしい暑い日が続いております。議員の皆さまには健康に十分ご留意をいただく中で町民福祉向上のため、引き続きご尽力賜りますようお願い申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長(野島俊博君)

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期4日間、議員各位には慎重に審議をしていただき無事閉会を迎えることができましたことに深く感謝を申し上げます。

住民福祉の向上、町の活性化等、町の将来を考える気持ちは全町民が同じであると考えております。町および議会がそれぞれの役割の重要性を再認識し、町が抱える多くの課題に積極的に取り組み安心・安全なまちづくりに努めてまいりたいと思います。

町長をはじめ執行部の皆さまにはなお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げ、平成29年第2回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長(佐野勇夫君)

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時40分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長佐野勇夫が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上